

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	地方税に関する事務(市民税、固定資産税等に係る賦課徴収、調査等) 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、地方税に関する事務(市民税、固定資産税等に係る賦課徴収、調査等)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

神奈川県平塚市長

## 公表日

令和5年4月26日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム2	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	国税庁・他自治体との申告等情報または税額データを連携するシステムで、これらの官公署との専用回線である。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を經由して連携が行われる。ただし、税総合システムとの直接連携はない。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム3	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	提出が義務付けられている給与支払報告書又は年金支払報告書を電子データで受信し、給与所得者又は年金所得者の税額データを送信する。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を經由して連携が行われる。また、本人またはその代理人からの償却資産申告書の受付も行う。ただし税総合システムとの直接連携はない。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム4	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	税総合システムの収納管理情報に基づく、滞納整理に関する電算処理 1. 滞納者情報の登録整理 2. 催告書の出力等催告に関する機能 3. 納税者より徴収の猶予等の相談を記録管理する機能 4. 財産調査等処分に関する機能 5. 滞納繰越等決算処理に関する機能 6. 納付書の再発行等に関する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>(1)符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>(2)情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>(3)情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>(4)既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>(5)情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>(6)情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>(7)データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>(8)セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>(9)職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>(10)システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	<p>各業務システムにて相互に必要なとされる副本データの連携・保存をする。</p> <p>(1)住記情報の連携:住記システムにおいて登録された異動情報を他業務システムへ連携する。</p> <p>(2)住登外情報の連携:他業務システムが登録した住登外者を他業務システムへ連携する。</p> <p>(3)各資格情報の連携:他業務システムから連携された国保資格情報等の資格情報を業務システムへ連携する。</p> <p>(4)特定個人情報の登録:他業務システムから連携された特定個人情報を中間サーバーへ連携する。</p> <p>(5)符号取得:中間サーバーに対し団体内統合宛名番号と個人番号を連携し、処理通番と個人番号を中間サーバーから取得する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )



3. 特定個人情報ファイル名	
1.市民税・県民税ファイル 2.軽自動車税ファイル 3.固定資産税・都市計画税ファイル 4.収納管理ファイル 5.滞納管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条 別表第1(第16項) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第27項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条  (特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	納税課、市民税課、固定資産税課
②所属長の役職名	納税課長、市民税課長、固定資産税課長
7. 他の評価実施機関	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1、市民税・県民税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税対象者(非課税者を含む。以下同じ。)及び被扶養者、その他税務調査対象者
その必要性	市民税・県民税において適正かつ公平な課税を行うために、必要な特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。</li> <li>②その他識別情報(内部番号):平塚市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。</li> <li>③基本4情報、連絡先 <ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握し、申請等の内容の確認のために保有する。</li> <li>・税額通知書等を発送するために保有する。</li> </ul> </li> <li>④その他住民票関係情報:対象者の扶養関係等を把握するために保有する。</li> <li>⑤国税関係情報:対象者の確定申告書に係る情報に基づき、市民税・県民税額の算出を行うために保有する。</li> <li>⑥地方税関係情報:対象者の課税の元となる所得・控除情報及びその他課税に関する情報を管理するために保有する。</li> <li>⑦医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働者関係情報:保険料、介護保険料等の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有する。</li> <li>⑧障害者福祉関係情報:障害者情報に基づき、非課税者の抽出、控除額の算出を行うために保有する。</li> <li>⑨生活保護・社会福祉関係情報:生活保護情報に基づき、非課税者の抽出、控除額の算出を行うために保有する。</li> <li>⑩年金関係情報:対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、市民税・県民税額の算出を行うために保有する。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	市民税課



3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、生活福祉課、介護保険課、保険年金課、障がい福祉課、納税課、固定資産税課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁(税務署)、情報提供ネットワークシステム利用機関 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村、情報提供ネットワークシステム利用機関 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 公的年金支払者、給与支払者 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 端末検索、ファイルサーバー )								
③使用目的 ※	市民税・県民税の適正かつ公平な課税事務を効率的に行うため。								
④使用の主体	使用部署	市民税課、納税課、固定資産税課							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	I. 課税対象者の管理 以下の課税対象情報の登録(更新)を行う ・1月1日現在、住民登録されている者 ・1月1日現在、事務所・家屋敷を持っている者で、平塚市に住所がない者 ・市内に住民票はないが、居住実態のある者 ・生活保護法に規定される生活扶助を受ける者 II. 給与支払報告書の登録 ・給与支払者から送付される給与支払報告書情報を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。 III. 公的年金支払報告書の登録 ・年金保険者から送付される公的年金支払報告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。 IV. 確定申告書の登録 ・税務署、e-tax等で申告された確定申告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。 V. 扶養関係の確認 ・申告書に記載された扶養者情報について、平塚市及び他市において二重に扶養者として登録されていないか確認する条件として、氏名に加えて個人番号を使用して確認する。また平塚市に居住する対象者の平塚市以外に居住する配偶者、扶養親族に係る者について控除要件を満たしているか否かの調査に特定個人情報を利用する。 VI. 各種控除額の登録 ・障害関係情報、介護保険関係情報等の控除額情報を把握するため利用する。 VII. 課税資料に関する調査・照会 ・本人等、他部署、官公署、他団体等及び民間事業者に対して調査・照会する。 VIII. 他市町村への通知・回送 ・住民登録地が平塚市以外の者を課税する場合、地方税法第294条第3項によって平塚市での課税を通知しなければならない。その際に個人番号を利用する。また課税資料を確認した結果平塚市の対象者ではない場合、該他市町村へ個人番号を利用して回送する。 IX. 各種申告情報等から市民税・県民税の賦課、通知 ・上記各項で収集した情報に基づき、対象者に対する市民税・県民税を決定し、個人番号を記載して通知する。 ・更正の必要を生じた場合、地方税関係情報の税額を更新し、再度通知する。 X. 給与所得者の異動に関する事務 ・特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う。								
	情報の突合	各項目において、個人を正確に特定するために個人番号を利用するが、個人番号だけで特定個人情報ファイルとの突合は行わず、その他識別情報(内部番号)、4情報等の情報を利用して突合を行う。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 5 ) 件
<b>委託事項1</b> 市民税・県民税データ入力パンチ業務委託	
①委託内容 平塚市に紙媒体で提出された各種報告書及び申告書をデータ化する作業。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 東計電算 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
<b>委託事項2～5</b>	
<b>委託事項2</b> システム保守事業	
①委託内容 税総合システムの運用、保守業務 法及び制度改正に伴う税総合システムの改修業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 日本電気 株式会社 神奈川支社	
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 委託先が業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託の理由、再委託先の商号又は名称、再委託がする業務及びその範囲、再委託期間を記載した「再委託承諾申請書」を市に提出し、その内容が適当と認められる場合にのみ、決裁等必要な手続きを経た上で再委託を許諾している。
	⑥再委託事項 税総合システムの運用、保守業務支援 法及び制度改正に伴う税務システムの改修の一部
<b>委託事項3</b> 当初課税にかかる労働者派遣業務委託	
①委託内容 紙による申告資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、申告書)で提出されたものに対して、個人を特定する作業の入力補助等。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 東神産業 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 63 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 22 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

<b>提供先3</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第4項)
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

<b>提供先5</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第6項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付支払に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	都道府県
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第8項)
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

<b>提供先7</b>	都道府県
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>提供先8</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第11項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

<b>提供先9</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第16項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>提供先10</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第18項)
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度



提供先11～15	
提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第23項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先12	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

<b>提供先13</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>提供先14</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第28項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>提供先15</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第29項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

提供先16～20	
提供先16	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第31項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第34項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第35項)
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

<b>提供先19</b>	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第37項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>提供先20</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第39項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市民税・県民税の納税義務者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>移転先1</b>	職員課、こども家庭課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務
③移転する情報	対象者の所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 端末検索、ファイルサーバー )
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供

移転先2～5	
移転先2	福祉総務課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支給給付等」という。)の支給に関する事務
③移転する情報	要支援者及び被支援者であった者の課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (端末検索) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
移転先3	高齢福祉課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	当該措置を受け、又は受けようとする老人又はその扶養義務者の市町村民税課税情報、合計所得金額、公的年金等収入金額
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (端末検索) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供

<b>移転先4</b>	障がい福祉課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務
③移転する情報	受給者若しくはその配偶者又は扶養義務者の前年分の所得額等(前年分の所得額が確定していない場合には、前々年分の所得額)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供
<b>移転先5</b>	障がい福祉課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する配偶者の市民税・県民税の課税状況
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供

移転先6～10	
移転先6	生活福祉課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項及び条例第3条第3項 別表第2(第3項)
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	要保護者及び被保護者であった者の課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 端末検索 ) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供
移転先7	介護保険課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	被保険者及び被保険者の属する世帯のすべての世帯員等の課税状況
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び対象者の課税情報
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 端末検索 ) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供

<b>移転先8</b>	こども家庭課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
③移転する情報	対象者及び同一世帯に属する者の所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供
<b>移転先9</b>	こども家庭課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務
③移転する情報	申請者、対象児童、申請者の配偶者及び申請者と生計を同じくする申請者の扶養義務者の地方税法に掲げる都道府県民税についての非課税所得以外の所得等
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供
<b>移転先10</b>	こども家庭課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	給付決定保護者と同一世帯に属する者の市町村民税の課税状況
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供



移転先11～15	
<b>移転先11</b>	保険年金課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務(国民健康保険税の賦課)
③移転する情報	(被保険者又は世帯主の)総所得金額及び山林所得金額等
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供
<b>移転先12</b>	保険年金課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	市民税・県民税の課税対象者及び課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供
<b>移転先13</b>	保険年金課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	市民税・県民税の課税対象者及び課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供

<b>移転先14</b>	保険年金課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務
③移転する情報	受給権者の所得情報及び扶養親族等の有無及び数
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供
<b>移転先15</b>	建築住宅課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務
③移転する情報	入居者及び同居者の所得の額、控除対象配偶者の有無及び扶養親族の数
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>移転先16～20</b>	
<b>移転先16</b>	健康課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務
③移転する情報	市民税・県民税の課税対象者及び課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供

<b>移転先17</b>	保育課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	市民税・県民税の課税対象者及び課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>移転先18</b>	障がい福祉課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	障害者、当該障害者と同一の世帯に属する者若しくはこれらの者と生計を一にする子又は障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しくはこれらの者と生計を一にする子、及び扶養義務者に係る市県民税に関する情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供
<b>移転先19</b>	障がい福祉課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市県民税に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供

移転先20	障がい福祉課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	平塚市重度障害者住宅設備改良事業助成金の交付に関する事務
③移転する情報	障害者等に係る市県民税に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>&lt;運用における措置&gt; 届出書類等は、処理の進捗状況に合わせて鍵付きのキャビネットに保管する。処理完了後は、保管期間中は鍵付耐火書庫にて保管し、保存期間終了後には溶解処理にて廃棄を行う。</p> <p>&lt;税総合システムにおける措置&gt; ①庁舎及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所に設置している。 ②不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制御することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ③地方税法第17条の5により、更正及び決定の期間が5年間は可能であると定められているため、5年間は保管している。 ④保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。 ⑤保管期間を過ぎたデータについては、本市の判断において、適宜削除を行う。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ③特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。 ②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。 ③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。 ④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; ①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。 ②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。 ③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。 ④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。</p>
7. 備考	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 軽自動車税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	平塚市内を定置場とする軽自動車等を所有する者。
その必要性	軽自動車税において適正かつ公平な課税を行うために、必要な特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。</li> <li>②その他識別情報(内部番号):平塚市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。</li> <li>③基本4情報、その他住民票関係情報、連絡先 ・賦課期日時点の居住地を把握し、申請等の内容の確認のために保有する。 ・税額通知書等を発送するために保有する。</li> <li>④地方税関係情報:対象者の課税に関する情報を管理するために保有する。</li> <li>⑤障害者福祉関係情報:障害者関係情報に基づき、減免処理を行うために保有する。</li> <li>⑥生活保護・社会福祉関係情報:生活保護情報に基づき、減免処理を行うために保有する。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、納税課、障がい福祉課、生活福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 全国軽自動車協会連合会、陸運支局 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 軽自動車検査協会、企業等 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 端末検索 )	
③使用目的 ※	各種申告書の受付、軽自動車税額の算出	
④使用の主体	使用部署	市民税課、納税課、固定資産税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	I. 軽自動車等の車両情報の管理 以下の軽自動車情報の登録(更新)を行う ・4月1日現在、平塚市内に定置場が所在する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の車両情報及び所有している者、若しくは使用している者等の情報を管理する。 II. 当初課税 車両情報を基に納税義務者の特定を行い課税額の算出を行う。また、納税義務者の最新住所地に納税通知書を送付する。 III. 更正 申請等により、税額の更正を行う。また、納税義務者の最新住所地に税額更正通知書を通知する。	
情報の突合	各項目において、個人を正確に特定するために個人番号を利用するが、個人番号だけで特定個人情報ファイルとの突合は行わず、その他識別情報(内部番号)、4情報等の情報を利用して突合を行う。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	税総合システム保守事業	
①委託内容	・税総合システムの運用、保守業務 ・法及び制度改正に伴う税総合システムの改修業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気 株式会社 神奈川支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先が業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託の理由、再委託先の商号又は名称、再委託がする業務及びその範囲、再委託期間を記載した「再委託承諾申請書」を市に提出し、その内容が適当と認められる場合にのみ、決裁等必要な手続きを経た上で再委託を許諾している。
	⑥再委託事項	税総合システムの運用、保守業務支援 法及び制度改正に伴う税務システムの改修の一部
委託事項2～5		
委託事項2	遠隔地保管	
①委託内容	特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	東武デリバリー株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	本人及びその代理人
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	軽自動車税に係る支払い、各種申告等
③提供する情報	軽自動車税の納税義務者情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税の納税義務者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	5月及び随時
移転先1	生活福祉課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 別表第1(第1項)
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	軽自動車税額
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護申請者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度



## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### <運用における措置>

届出書類等は、処理の進捗状況に合わせて鍵付きのキャビネットに保管する。処理完了後は、保管期間中は鍵付耐火書庫にて保管し、保存期間終了後には溶解処理にて廃棄を行う。

### <税総合システムにおける措置>

- ①庁舎及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所に設置している。
- ②不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制御することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。
- ③地方税法第17条の5により、更正及び決定の期間が5年間は可能であると定められているため、5年間は保管している。
- ④保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。
- ⑤保管期間を過ぎたデータについては、本市の判断において、適宜削除を行う。

### <中間サーバーにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
- ③特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。  
ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

### <共通基盤システムにおける措置>

- ①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。
- ②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。
- ③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。
- ④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。

### <団体内統合宛名システムにおける措置>

- ①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。
- ②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。
- ③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。
- ④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。

## 7. 備考

—

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 固定資産税・都市計画税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税台帳に登録した納税義務者(非課税者を含む。以下同じ。)
その必要性	固定資産税・都市計画税の適正かつ公正な課税を行うために、必要な特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	①個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 ②その他識別情報:個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 ③4情報及び連絡先: ・納税義務者へ書類の送付又は連絡のために保有する。 ・申請等の内容の確認のために保有する。 ④その他住民票関係情報:家族関係、相続等の確認のために保有する。 ⑤地方税関係情報:課税内容を把握するために保有する。 ⑥災害対策関係情報:税の軽減の処理のために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	固定資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（市民課、市民税課、納税課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（法務局、国税庁（税務署）） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他市町村、都道府県知事） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（端末検索、ファイルサーバ）	
③使用目的 ※	固定資産税・都市計画税の適正かつ公平な課税事務を効率的に行うため。	
④使用の主体	使用部署	固定資産税課、納税課、市民税課
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	I. 当初課税に関する事務 ・税務調査、申告等により集められた固定資産情報から課税額を決定し、個人番号を含む課税台帳を作成する。 ・課税台帳をもとに、個人番号を記載した納税通知書を発送する。  II. 更正に関する事務 税務調査により課税台帳を修正した場合、新たに賦課決定した通知を発送する。  III. 課税台帳の閲覧 本人及びその代理人に対して、個人番号を含む課税台帳に記録された内容について閲覧させる。	
	情報の突合	各項目において、個人を正確に特定するために個人番号を利用するが、個人番号だけで特定個人情報ファイルとの突合は行わず、その他識別情報（内部番号）、4情報等の情報を利用して突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b>	税総合システム保守事業	
①委託内容	・税総合システムの運用、保守業務 ・法及び制度改正に伴う税総合システムの改修業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気 株式会社 神奈川支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先が業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託の理由、再委託先の商号又は名称、再委託がする業務及びその範囲、再委託期間を記載した「再委託承諾申請書」を市に提出し、その内容が適当と認められる場合にのみ、決裁等必要な手続きを経た上で再委託を許諾している。
	⑥再委託事項	税総合システムの運用、保守業務支援 法及び制度改正に伴う税務システムの改修の一部
<b>委託事項2</b>	遠隔地保管	
①委託内容	特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	東武デリバリー 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( 2 ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている ( 3 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	不動産取得税の賦課徴収に関する事務に使用するため
③提供する情報	固定資産税・都市計画税の納税義務者情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税の納税義務者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [ ] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	申告書、照会を受けたらその都度
提供先2～5	
提供先2	本人及びその代理人
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	固定資産税・都市計画税に係る支払い、各種申告等
③提供する情報	固定資産税・都市計画税の納税義務者情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税の納税義務者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	5月・12月及び随時

<b>移転先1</b>	生活福祉課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項及び条例第3条第3項 別表第2(第3項)
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第1項番15)
③移転する情報	固定資産税・都市計画税の納税義務者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税の納税義務者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>移転先2</b>	保険年金課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 別表第1(第2項)
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第1項番16)
③移転する情報	固定資産税・都市計画税の納税義務者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税の納税義務者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>移転先3</b>	建築住宅課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 別表第1(第3項)
②移転先における用途	平塚市営住宅条例第7条に基づく市営住宅入居者募集受付審査及び決定事務
③移転する情報	固定資産税・都市計画税の納税義務者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税の納税義務者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### <運用における措置>

届出書類等は、処理の進捗状況に合わせて鍵付きのキャビネットに保管する。処理完了後は、保管期間中は鍵付耐火書庫にて保管し、保存期間終了後には溶解処理にて廃棄を行う。

### <税総合システムにおける措置>

- ①庁舎及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所に設置している。
- ②不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制御することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。
- ③地方税法第17条の5により、更正及び決定の期間が5年間は可能であると定められているため、5年間は保管している。
- ④保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。
- ⑤保管期間を過ぎたデータについては、本市の判断において、適宜削除を行う。

### <中間サーバーにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
- ③特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。  
ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

### <共通基盤システムにおける措置>

- ①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。
- ②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。
- ③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。
- ④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。

### <団体内統合宛名システムにおける措置>

- ①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。
- ②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。
- ③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。
- ④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。

## 7. 備考

—

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
4. 収納管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、納税承継人及び納税管理人
その必要性	市民税・県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の適正な収納管理業務実現のために、必要な特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 公金受取口座情報 )</li> </ul>
その妥当性	①個人番号: 収納情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 ②その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 ③4情報、連絡先、その他住民票関係情報: ・本人への連絡を行うために保有 ・督促状、還付・充当通知書等の送付先を設定、確認するために保有 ④地方税関係情報: 納付の元となる課税(調定)情報を保有する。 ⑤障害者福祉関係情報: 軽自動車税の減免決定をするために保有する。 ⑥生活保護・社会福祉関係情報: 市民税・県民税、固定資産税・都市計画税の減免決定をするために保有する。 ⑦雇用・労働関係情報: 市民税・県民税の減免決定をするために保有する。 ⑧災害関係情報: 市民税・県民税、固定資産税・都市計画税の減免決定をするために保有する。 ⑨公金受取口座情報: 地方税における還付を行うために保有。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	納税課



3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課、固定資産税課、 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁(税務署)、情報提供ネットワークシステム利用機関 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村、都道府県等、情報提供ネットワークシステム利用機関、デジタル庁 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	市民税・県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の適正な収納管理業務実現のため。	
④使用の主体	使用部署	納税課、市民税課、固定資産税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div> </div>
⑤使用方法	I. 収納管理に関する業務 市民税・県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報から、収納、還付、充当及び督促などの収納管理業務を行う。	
	情報の突合	個人を正確に特定するために個人番号を利用するが、個人番号だけで特定個人情報ファイルとの突合は行わず、その他識別情報(内部番号)、4情報等の情報を利用して突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
税総合システム保守業務		
①委託内容	・税総合システムの運用、保守業務 ・法及び制度改正に伴う税務システムの改修業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
日本電気 株式会社 神奈川支社		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先が業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託の理由、再委託先の商号又は名称、再委託がする業務及びその範囲、再委託期間を記載した「再委託承諾申請書」を市に提出し、その内容が適当と認められる場合にのみ、決裁等必要な手続きを経た上で再委託を許諾している。
	⑥再委託事項	税総合システムの運用、保守業務支援 法及び制度改正に伴う税務システムの改修の一部
<b>委託事項2</b>		
遠隔地保管		
①委託内容		
特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管業務		
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
東武デリバリー株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( 3 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( 1 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条10号
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	地方税の賦課徴収に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者、納税承継人及び納税管理人
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条10号
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	地方税の賦課徴収に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者、納税承継人及び納税管理人
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

<b>提供先3</b>	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条10号
②提供先における用途	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。)の減免、調査(犯則事件の調査を含む。)、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務
③提供する情報	地方税の賦課徴収に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者、納税承継人及び納税管理人
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>移転先1</b>	建築住宅課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 別表第2(第5項)
②移転先における用途	平塚市営住宅条例に基づく市営住宅駐車場使用料減免事務
③移転する情報	軽自動車税の減免情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税の減免対象者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### <運用における措置>

届出書類等は、処理の進捗状況に合わせて鍵付きのキャビネットに保管する。処理完了後は、保管期間中は鍵付耐火書庫にて保管し、保存期間終了後には溶解処理にて廃棄を行う。

### <税総合システムにおける措置>

- ①庁舎及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所に設置している。
- ②不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制御することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。
- ③データについては、地方税法の規定により定められた期間保管している。
- ④保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。
- ⑤保管期間を過ぎたデータについては、本市の判断において、適宜削除を行う。

### <中間サーバーにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
- ③特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。  
ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

### <共通基盤システムにおける措置>

- ①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。
- ②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。
- ③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。
- ④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。

### <団体内統合宛名システムにおける措置>

- ①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。
- ②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。
- ③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。
- ④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。

## 7. 備考

—

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
5. 滞納管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び調査対象者
その必要性	市民税・県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の適正な滞納整理業務実現のために、必要な特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	①個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 ②その他識別情報(内部番号):平塚市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 ③4情報、連絡先、その他住民票関係情報: ・本人への連絡を行うために保有する。 ・催告書等の送付先を設定、確認するために保有する。 ④地方税関係情報:納付の元となる課税(調定)情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	納税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課、固定資産税課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁(税務署) ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村、都道府県 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 納税課(収納管理情報より入手) )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 税総合システム )	
③使用目的 ※	納税義務者の個人番号を利用し、より正確且つ効率的な滞納整理事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	納税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div style="width: 45%;"><b>&lt;選択肢&gt;</b></div> <div style="width: 45%;">1) 10人未満                      2) 10人以上50人未満</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div style="width: 45%;">3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満</div> <div style="width: 45%;">5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上</div> </div>
⑤使用方法	I. 滞納整理事務 同一納税義務者にも関わらず、複数の滞納情報が発生していた場合の名寄せを行い、滞納情報を一元管理する。	
	情報の突合	個人を正確に特定するために個人番号を利用するが、個人番号だけで特定個人情報ファイルとの突合は行わず、その他識別情報(内部番号)、4情報等の情報を利用して突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ] <b>&lt;選択肢&gt;</b> (                      2 ) 件                      1) 委託する                      2) 委託しない	
委託事項1	滞納管理システム保守委託	
①委託内容	・滞納管理システムの運用、保守業務 ・法及び制度改正に伴う滞納管理システムの改修業務	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div style="width: 45%;"><b>&lt;選択肢&gt;</b></div> <div style="width: 45%;">1) 10人未満                      2) 10人以上50人未満</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div style="width: 45%;">3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満</div> <div style="width: 45%;">5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上</div> </div>	
③委託先名	北日本コンピューターサービス株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない ] <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 再委託する                      2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	





<b>提供先3</b>	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条10号
②提供先における用途	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。)の減免、調査(犯則事件の調査を含む。)、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務
③提供する情報	地方税の賦課徴収に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び調査対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

**6. 特定個人情報の保管・消去**

保管場所 ※	<p>&lt;運用における措置&gt;                  届出書類等は、処理の進捗状況に合わせて鍵付きのキャビネットに保管する。処理完了後は、保管期間中は鍵付耐火書庫にて保管し、保存期間終了後には溶解処理にて廃棄を行う。</p> <p>&lt;滞納管理システムにおける措置&gt;                  ①庁舎及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所に設置している。                  ②不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制御することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。                  ③データについては、地方税法の規定により定められた期間保管している。                  ④保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。                  ⑤保管期間を過ぎたデータについては、本市の判断において、適宜削除を行う。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;                  ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。                  ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。                  ③特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。                  ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;                  ①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。                  ②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。                  ③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。                  ④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;                  ①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。                  ②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。                  ③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。                  ④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。</p>
--------	--

**7. 備考**

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

市民税・県民税賦課情報ファイル

- 1 課税年度、2 宛名番号、3 個人番号(※)、4 氏名、5 住所、6 生年月日、7 世帯番号、8 続柄、9 世帯主名、
- 10 非課税区分(生活保護情報・租税条約情報)、11 納税義務者区分、12 更新年月日、13 更新職員ID、14 課税所得情報、
- 15 課税区分、16 申告区分、17 事業所番号、18 資料区分、19 資料管理番号、20 控除対象配偶者区分、21 本人該当、
- 22 配偶者未成年区分、23 障害区分、24 老人・寡婦・勤労学生区分、25 扶養人数、26 特定、27 年少、28 老人同居、
- 29 老人、30 その他、31 扶養障害人数、32 特別障害者人数、33 普通障害者人数、34 扶養者情報、
- 35 扶養者の宛名番号、36 扶養者の個人番号、37 扶養区分、38 都道府県民税額、39 均等割額、40 所得割額、
- 41 市町村民税額、42 均等割額、43 所得割額、44 年税額、45 普通徴収、46 特別徴収、47 年金特徴、
- 48 公年所得算出税額、49 給年所得算出税額、50 所得金額、51 営業等所得、52 農業所得、53 その他事業所得、
- 54 不動産所得、55 利子所得、56 配当所得(所得税)、57 給与所得、58 雑所得、59 総合短期譲渡所得、
- 60 総合長期譲渡所得(一般)、61 一時所得、62 長短期一時所得1/2、63 分離短期譲渡特別控除前(一般)、
- 64 分離短期譲渡所得(一般)、65 分離短期譲渡特別控除前(軽減)、66 分離短期譲渡所得(軽減)、
- 67 分離短期譲渡課税所得、68 分離長期譲渡特別控除前(一般)、69 分離長期譲渡所得(一般)、
- 70 分離長期譲渡特別控除前(特定)、71 分離長期譲渡所得(特定)、72 分離長期譲渡特別控除前(軽減)、
- 73 分離長期譲渡所得(軽減)、74 分離長期譲渡課税所得、75 分離株式譲渡所得(一般)、
- 76 分離株式譲渡所得(新株)、77 分離株式譲渡所得、78 分離株式譲渡課税所得、
- 79 山林所得特別控除前、80 山林所得、81 山林課税所得、82 退職所得、83 退職課税所得、
- 84 総合課税所得、85 総合短期譲渡特別控除前、86 総合長期譲渡特別控除前、87 一時所得特別控除前、
- 88 先物取引所得、89 先物取引課税所得、90 分離株式譲渡所得(未公開)、91 分離株式譲渡所得(上場)、
- 92 分離配当所得、93 分離配当課税所得、94 株式譲渡繰越控除、95 先物取引繰越控除、
- 96 居住用財産繰越控除、97 配当所得、98 非居住特例、99 変動所得、100 前年変動所得、
- 101 前々年変動所得、102 臨時所得、103 平均課税対象額、104 純損失、105 雑損失、
- 106 総所得金額等、107 一般給与所得、108 公的年金所得、109 その他雑所得、110 免税所得、
- 111 特例肉用牛所得(売却額)、112 土地等事業所得、113 超短期土地等事業所得、114 非課税所得、
- 115 特例肉用牛課税所得、116 収入金額、117 営業等収入、118 農業収入、119 その他事業収入、
- 120 不動産収入、121 利子収入、122 配当収入、123 給与収入、124 雑収入(公的年金)、
- 125 雑収入(その他)、126 分離株式譲渡収入(一般)、127 分離株式譲渡収入(新株)、128 退職収入、
- 129 専従者給与収入、130 専従者給与所得、131 先物取引収入、132 分離株式譲渡収入(未公開)、
- 133 分離株式譲渡収入(上場)、134 分離配当収入、135 総合短期譲渡収入、136 総合長期
- 137 一時収入、138 分離短期譲渡収入(一般)、139 分離短期譲渡収入(軽減)、140 分離長期譲渡収入(一般)、
- 141 分離長期譲渡収入(特定)、142 分離長期譲渡収入(軽減)、143 山林収入、144 支払金額、145 医療費支払額、
- 146 旧個人年金保険料、147 旧長期保険料、148 社会保険料、149 寄附金支払額(特例控除)、
- 150 寄附金支払額(市町村指定)、151 寄附金支払額(道府県指定)、152 寄附金支払額(募金・日赤)、
- 153 1号支払額、154 2号支払額、155 3号支払額、156 短期保険料、157 旧一般生命保険料、158 地震保険料、
- 159 新一般生命保険料、160 新個人年金保険料、161 介護医療保険料、162 国民年金保険料等の金額、
- 163 医療費補てん額、164 寄附金支払額(所得税)、165 寄附金支払額(地方税)、166 控除金額、
- 167 雑損控除、168 医療費控除、169 社会保険料控除、170 小規模共済掛金控除、171 生命保険料控除、
- 172 損害保険料控除、173 寄附金控除、174 寄附金控除(所得税)、175 老年者控除、176 寡婦・寡夫控除、
- 177 勤労学生控除、178 障害者控除、179 配偶者控除、180 配偶者特別控除、181 扶養控除、182 基礎控除、
- 183 配偶者合計所得、184 専従者控除合計額、185 地震保険料控除、186 特別控除額、187 配当控除、
- 188 住宅取得等特別控除、189 政党等寄附金特別控除、190 災害減免額、191 外国税額控除、
- 192 定率減税額、193 分離短期譲渡特別控除(一般)、194 分離短期譲渡特別控除(軽減)、
- 195 分離長期譲渡特別控除(一般)、196 分離長期譲渡特別控除(特定)、197 分離長期譲渡特別控除(軽減)、
- 198 山林所得特別控除、199 総合譲渡特別控除、200 一時所得特別控除、201 住宅耐震改修特別控除、
- 202 住宅借入金等特別控除可能額、203 電子証明書等特別控除、204 住宅借入金等特別控除見込額、
- 205 長期優良住宅新築等特別税額控除、206 既存住宅特定改修特別税額控除、
- 207 認定NPO法人等特別税額控除、208 配当割、209 株式譲渡所得割、210 特定支出控除、
- 211 退職所得控除額、212 外国税額控除対象額(道府県民税)、213 外国税額控除対象額(市町村民税)、
- 214 投資・リース税額控除、215 税額、216 分離短期譲渡所得税額、217 分離長期譲渡所得税額、
- 218 分離株式譲渡所得税額、219 山林所得税額、220 退職所得税額、221 総合所得税額、
- 222 差引所得税額、223 再差引所得税額、224 源泉徴収税額、225 申告納税額、226 控除前所得税額、
- 227 還付所得税額、228 先物取引所得税額、229 分離配当所得税額、230 還付充当可能額(配当割・譲渡割)、
- 231 1号源泉徴収税額、232 2号源泉徴収税額、233 3号源泉徴収税額、234 定率減税後所得税額、
- 235 申告所得税額、236 特例肉用牛所得税額、237 必要経費、238 総合短期譲渡必要経費、
- 239 総合長期譲渡必要経費、240 一時必要経費、241 分離短期譲渡必要経費(一般)、
- 242 分離短期譲渡必要経費(軽減)、243 分離長期譲渡必要経費(一般)、244 分離長期譲渡必要経費(特定)、
- 245 分離長期譲渡必要経費(軽減)、246 株式譲渡必要経費(未公開)、247 株式譲渡必要経費(上場)、
- 248 先物取引必要経費、249 山林必要経費、250 株式譲渡必要経費(一般)、251 株式譲渡必要経費(新株)、
- 252 分離配当必要経費、253 電話番号

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

軽自動車税ファイル

1 軽自動車管理番号、2 軽自動車情報、3 標識番号、4 車種コード、5 型式、6 認定番号、7 車台番号、  
8 排気量、9 車名、10 所有者、11 宛名番号、12 個人番号(※)、13 氏名、14 住所、15 使用者、  
16 宛名番号、17 個人番号(※)、18 氏名、19 住所、20 納税義務者、21 宛名番号、22 個人番号(※)、  
23 氏名、24 住所、25 生年月日、26 世帯番号、27 続柄、28 世帯主名、29 定置場住所  
30 登録年月日、31 消滅(廃車)年月日、32 非課税情報、33 減免情報、34 課税情報、35 賦課年度  
36 課税年度、37 課税区分、38 課税額、39 更新職員ID、40 更新年月日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

固定資産税・都市計画税ファイル

1 賦課年度、2 土地課税情報、3 土地登記情報、4 所在地番号、5 異動事由／異動年月日、6 所有者宛名番号、  
7 個人番号、8 登記区分、9 登記名義人氏名、10 登記名義人住所、11 登記地目、12 登記地積、  
13 土地現況情報、14 所在地番号、15 相当年度、16 異動事由／異動年月日、17 義務者宛名番号、  
18 個人番号、19 現況地目、20 現況地積、21 評価区分、22 土地画地所在地番号、23 評価額、  
24 特定市街化農地情報、25 土地非課税情報、26 土地特例情報、27 土地課税免除情報、  
28 土地軽減情報、29 土地減免情報、30 仮換地情報(符号、みなし課税開始年度等)、  
31 土地画地情報、32 土地画地所在地番号、33 相当年度、34 異動事由／異動年月日、  
35 画地地積、36 評価年度、37 正面路線価情報、38 側方Ⅰ路線価情報、39 側方Ⅱ路線価情報、  
40 2方路線価情報、41 m<sup>2</sup>あたり評点数、42 土地課税標準額情報、43 土地課税標準額情報、  
44 下落率、45 負担水準情報、46 負担調整率情報、47 税相当額、48 特例課税標準額情報、  
49 軽減税額情報、50 減免税額情報、51 課税免除情報、52 家屋課税情報、53 家屋登記情報、  
54 棟番号、55 異動事由／異動年月日、56 所有者宛名番号、57 個人番号、58 登記区分、  
59 一棟表示棟番号、60 一棟表示区分、61 所在地番号、62 家屋番号、63 登記名義人氏名、  
64 登記名義人住所、65 登記階層情報、66 登記床面積情報、67 登記種類、68 登記構造、  
69 登記屋根、70 画地番号、71 登記済通知書番号、72 建物番号、73 部屋番号、74 敷地権、  
75 家屋現況情報、76 棟番号、77 相当年度、78 異動事由／異動年月日、79 義務者宛名番号、  
80 個人番号、81 所在地番号、82 現地調査担当者、83 現地調査日、84 評価システム番号、  
85 現況種類情報、86 現況構造情報、87 現況屋根情報、88 評価区分、89 建築年月日、90 評価種類、  
91 工法、92 現況床面積情報、93 調査評点数情報、94 再建築総評点数情報、95 評価建築年、  
96 補正率情報、97 理論評価額、98 決定価格、99 賃貸区分、100 住宅戸数、101 区分所有計算区分、  
102 県評価区分、103 概要調書用軽減情報、104 多構造評価連番、105 多構造評価区分、  
106 家屋非課税情報、107 家屋特例情報、108 家屋課税免除情報、109 家屋軽減情報、  
110 家屋減免情報、111 家屋課税標準額情報、112 家屋課税標準額情報、113 税相当額、114 特例課税標準額情報、  
115 軽減税額情報、116 減免税額情報、117 課税免除情報、118 償却情報、119 償却申告情報、  
120 義務者宛名番号、121 納税者ID、122 個人番号、123 相当年度、124 屋号、125 産業分類、  
126 資本金、127 事業開始日、128 事業終了日、129 申告書発送区分、130 申告状況、  
131 申告書発送日、132 申告書受付日、133 合算先義務者宛名番号、134 償却集計情報、  
135 義務者宛名番号、136 個人番号、137 相当年度、138 申告区分、139 償却種類コード、  
140 前年前取得価格、141 前年中減少価格、142 前年中取得価格、143 取得価格合計、  
144 帳簿価格、145 評価額、146 決定価格、147 課税標準額、148 償却特例情報、149 償却軽減情報、  
150 償却減免情報、151 賦課情報、152 通知書番号、153 算出税額、154 差引税額、155 当初賦課区分、  
156 期別、157 納期限日、158 期別税額、159 年税額、160 国保用税額、161 納税通知書発行年月日、  
162 期別税額手入力区分、163 更正事由コード1、164 更正事由コード2、165 更正事由コード3、  
166 更正事由メモ、167 更正原因年月日、168 更正年月日、169 更正処理期コード、  
170 通知書発行区分、171 課税標準額\_固\_土地\_免点、172 課税標準額\_固\_家屋\_免点、  
173 課税標準額\_固\_償却\_免点、174 課税標準額\_固\_合計\_免点、175 課税標準額\_都\_土地\_免点、  
176 課税標準額\_都\_家屋\_免点、177 課税標準額\_都\_合計\_免点、178 区分所有税額\_固\_不均一、  
179 区分所有税額\_都\_不均一、180 課税分割税額\_固\_不均一、181 課税分割税額\_都\_不均一、  
182 算出税額\_固\_不均一、183 算出税額\_都\_不均一、184 更新年月日、185 更新職員ID

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

収納管理ファイル

- 1 集計日、2 税目コード、3 課税年度、4 相当年度、5 期別コード、6 集計区分、7 処理連番、8 修正連番、
- 9 会計年度、10 調定額\_件数、11 医一調定額\_件数、12 医退調定額\_件数、13 介一調定額\_件数、
- 14 介退調定額\_件数、15 調定均等割\_件数、16 調定法人税割\_件数、17 確定延滞金\_件数、18 調定督促手数料\_件数、
- 19 調定報奨金\_前\_件数、20 調定報奨金\_後\_件数、21 調定額\_増、22 医一調定額\_増、23 医退調定額\_増、
- 24 介一調定額\_増、25 介退調定額\_増、26 調定均等割\_増、27 調定法人税割\_増、28 確定延滞金\_増、
- 29 調定督促手数料\_増、30 調定報奨金\_前\_増、31 調定報奨金\_後\_増、32 調定額\_増件数、33 医一調定額\_増件数、
- 34 医退調定額\_増件数、35 介一調定額\_増件数、36 介退調定額\_増件数、37 調定均等割\_増件数、
- 38 調定法人税割\_増件数、39 確定延滞金\_増件数、40 調定督促手数料\_増件数、41 調定報奨金\_前\_増件数、
- 42 調定報奨金\_後\_増件数、43 調定額\_減、44 医一調定額\_減、45 医退調定額\_減、46 介一調定額\_減、
- 47 介退調定額\_減、48 調定均等割\_減、49 調定法人税割\_減、50 確定延滞金\_減、51 調定督促手数料\_減、
- 52 調定報奨金\_前\_減、53 調定報奨金\_後\_減、54 調定額\_減件数、55 医一調定額\_減件数、56 医退調定額\_減件数、
- 57 介一調定額\_減件数、58 介退調定額\_減件数、59 調定均等割\_減件数、60 調定法人税割\_減件数、
- 61 確定延滞金\_減件数、62 調定督促手数料\_減件数、63 調定報奨金\_前\_減件数、64 調定報奨金\_後\_減件数、
- 65 納付額\_増、66 医一納付額\_増、67 医退納付額\_増、68 介一納付額\_増、69 介退納付額\_増、70 納付均等割\_増、
- 71 納付法人税割\_増、72 納付延滞金\_増、73 医一納付延滞金\_増、74 医退納付延滞金\_増、75 介一納付延滞金\_増、
- 76 介退納付延滞金\_増、77 納付督促手数料\_増、78 納付退職所得額\_増、79 納付諸税加算金\_増、80 納付額\_増件数、
- 81 医一納付額\_増件数、82 医退納付額\_増件数、83 介一納付額\_増件数、84 介退納付額\_増件数、
- 85 納付均等割\_増件数、86 納付法人税割\_増件数、87 納付延滞金\_増件数、88 医一納付延滞金\_増件数、
- 89 医退納付延滞金\_増件数、90 介一納付延滞金\_増件数、91 介退納付延滞金\_増件数、92 納付督促手数料\_増件数、
- 93 納付退職所得額\_増件数、94 納付諸税加算金\_増件数、95 納付額\_減、96 医一納付額\_減、97 医退納付額\_減、
- 98 介一納付額\_減、99 介退納付額\_減、100 納付均等割\_減、101 納付法人税割\_減、102 納付延滞金\_減、
- 103 医一納付延滞金\_減、104 医退納付延滞金\_減、105 介一納付延滞金\_減、106 介退納付延滞金\_減、
- 107 納付督促手数料\_減、108 納付退職所得額\_減、109 納付諸税加算金\_減、110 納付額\_減件数、
- 111 医一納付額\_減件数、112 医退納付額\_減件数、113 介一納付額\_減件数、114 介退納付額\_減件数、
- 115 納付均等割\_減件数、116 納付法人税割\_減件数、117 納付延滞金\_減件数、118 医一納付延滞金\_減件数、
- 119 医退納付延滞金\_減件数、120 介一納付延滞金\_減件数、121 介退納付延滞金\_減件数、122 納付督促手数料\_減件数、
- 123 納付退職所得額\_減件数、124 納付諸税加算金\_減件数、125 充当税額\_増、126 充当医一税額\_増、
- 127 充当医退税額\_増、128 充当介一税額\_増、129 充当介退税額\_増、130 充当均等割\_増、131 充当法人税割\_増、
- 132 充当延滞金\_増、133 充当医一延滞金\_増、134 充当医退延滞金\_増、135 充当介一延滞金\_増、136 充当介退延滞金\_増、
- 137 充当督促手数料\_増、138 充当退職所得額\_増、139 充当諸税加算金\_増、140 充当税額\_増件数、
- 141 充当医一税額\_増件数、142 充当医退税額\_増件数、143 充当介一税額\_増件数、144 充当介退税額\_増件数、
- 145 充当均等割\_増件数、146 充当法人税割\_増件数、147 充当延滞金\_増件数、148 充当医一延滞金\_増件数、
- 149 充当医退延滞金\_増件数、150 充当介一延滞金\_増件数、151 充当介退延滞金\_増件数、152 充当督促手数料\_増件数、
- 153 充当退職所得額\_増件数、154 充当諸税加算金\_増件数、155 充当税額\_減、156 充当医一税額\_減、
- 157 充当医退税額\_減、158 充当介一税額\_減、159 充当介退税額\_減、160 充当均等割\_減、161 充当法人税割\_減、
- 162 充当延滞金\_減、163 充当医一延滞金\_減、164 充当医退延滞金\_減、165 充当介一延滞金\_減、
- 166 充当介退延滞金\_減、167 充当督促手数料\_減、168 充当退職所得額\_減、169 充当諸税加算金\_減、
- 170 充当税額\_減件数、171 充当医一税額\_減件数、172 充当医退税額\_減件数、173 充当介一税額\_減件数、
- 174 充当介退税額\_減件数、175 充当均等割\_減件数、176 充当法人税割\_減件数、177 充当延滞金\_減件数、
- 178 充当医一延滞金\_減件数、179 充当医退延滞金\_減件数、180 充当介一延滞金\_減件数、181 充当介退延滞金\_減件数、
- 182 充当督促手数料\_減件数、183 充当退職所得額\_減件数、184 充当諸税加算金\_減件数、185 歳出充当税額\_減、
- 186 歳出充当医一税額\_減、187 歳出充当医退税額\_減、188 歳出充当介一税額\_減、189 歳出充当介退税額\_減、
- 190 歳出充当均等割\_減、191 歳出充当法人税割\_減、192 歳出充当延滞金\_減、193 歳出充当医一延滞金\_減、
- 194 歳出充当医退延滞金\_減、195 歳出充当介一延滞金\_減、196 歳出充当介退延滞金\_減、197 歳出充当督促手数料\_減、
- 198 歳出充当退職所得額\_減、199 歳出充当諸税加算金\_減、200 歳出充当税額\_減件数、201 歳出充当医一税額\_減件数、
- 202 歳出充当医退税額\_減件数、203 歳出充当介一税額\_減件数、204 歳出充当介退税額\_減件数、
- 205 歳出充当均等割\_減件数、206 歳出充当法人税割\_減件数、207 歳出充当延滞金\_減件数、
- 208 歳出充当医一延滞金\_減件数、209 歳出充当医退延滞金\_減件数、210 歳出充当介一延滞金\_減件数、
- 211 歳出充当介退延滞金\_減件数、212 歳出充当督促手数料\_減件数、213 歳出充当退職所得額\_減件数、
- 214 歳出充当諸税加算金\_減件数、215 振替税額\_増、216 振替医一税額\_増、217 振替医退税額\_増、
- 218 振替介一税額\_増、219 振替介退税額\_増、220 振替均等割\_増、221 振替法人税割\_増、
- 222 振替延滞金\_増、223 振替医一延滞金\_増、224 振替医退延滞金\_増、225 振替介一延滞金\_増、
- 226 振替介退延滞金\_増、227 振替督促手数料\_増、228 振替退職所得額\_増、229 振替諸税加算金\_増、
- 230 振替税額\_増件数、231 振替医一税額\_増件数、232 振替医退税額\_増件数、233 振替介一税額\_増件数、
- 234 振替介退税額\_増件数、235 振替均等割\_増件数、236 振替法人税割\_増件数、237 振替延滞金\_増件数、
- 238 振替医一延滞金\_増件数、239 振替医退延滞金\_増件数、240 振替介一延滞金\_増件数、
- 241 振替介退延滞金\_増件数、242 振替督促手数料\_増件数、243 振替退職所得額\_増件数、
- 244 振替諸税加算金\_増件数、245 振替税額\_減、246 振替医一税額\_減、247 振替医退税額\_減、
- 248 振替均等割\_減、249 振替法人税割\_減、250 振替延滞金\_減、
- 251 振替医一延滞金\_減、252 振替医退延滞金\_減、253 振替介一延滞金\_減、254 振替介退延滞金\_減、
- 255 振替督促手数料\_減、256 振替退職所得額\_減、257 振替諸税加算金\_減、258 振替税額\_減件数、
- 259 振替介一延滞金\_減件数、260 振替介退延滞金\_減件数、261 振替督促手数料\_減件数、262 振替退職所得額\_減件数、
- 263 振替諸税加算金\_減件数、264 歳出振替税額\_減、265 歳出振替医一税額\_減、266 歳出振替医退税額\_減、
- 267 歳出振替介一税額\_減、268 歳出振替介退税額\_減、269 歳出振替均等割\_減、270 歳出振替法人税割\_減、

271 歳出振替延滞金\_減、272 歳出振替医一延滞金\_減、273 歳出振替医退延滞金\_減、274 歳出振替介一延滞金\_減、  
275 歳出振替介退延滞金\_減、276 歳出振替督促手数料\_減、277 歳出振替退職所得額\_減、278 歳出振替諸税加算金\_減、  
279 歳出振替税額\_減件数、280 歳出振替医一税額\_減件数、281 歳出振替医退税額\_減件数、  
282 歳出振替介一税額\_減件数、283 歳出振替介退税額\_減件数、284 歳出振替均等割\_減件数、  
285 歳出振替法人税割\_減件数、286 歳出振替延滞金\_減件数、287 歳出振替医一延滞金\_減件数、  
288 歳出振替医退延滞金\_減件数、289 歳出振替介一延滞金\_減件数、290 歳出振替介退延滞金\_減件数、  
291 歳出振替督促手数料\_減件数、292 歳出振替退職所得額\_減件数、293 歳出振替諸税加算金\_減件数、  
294 還付税額、295 還付医一税額、296 還付医退税額、  
297 還付介一税額、298 還付介退税額、299 還付均等割、300 還付法人税割、301 還付延滞金、302 還付医一延滞金、  
303 還付医退延滞金、304 還付介一延滞金、305 還付介退延滞金、306 還付督促手数料、307 還付退職所得額、  
308 還付諸税加算金、309 還付税額\_件数、310 還付医一税額\_件数、311 還付医退税額\_件数、312 還付介一税額\_件数、  
313 還付介退税額\_件数、314 還付均等割\_件数、315 還付法人税割\_件数、316 還付延滞金\_件数、  
317 還付医一延滞金\_件数、318 還付医退延滞金\_件数、319 還付介一延滞金\_件数、320 還付介退延滞金\_件数、  
321 還付督促手数料\_件数、322 還付退職所得額\_件数、323 還付諸税加算金\_件数、324 歳出還付税額、  
325 歳出還付医一延滞金、326 歳出還付医退税額、327 歳出還付介一税額、328 歳出還付介退税額、  
329 歳出還付均等割、330 歳出還付法人税割、331 歳出還付延滞金、332 歳出還付医一延滞金、  
333 歳出還付医退延滞金、334 歳出還付介一延滞金、335 歳出還付介退延滞金、  
336 歳出還付督促手数料、337 歳出還付退職所得額、338 歳出還付諸税加算金、339 歳出還付税額\_件数、  
340 歳出還付医一税額\_件数、341 歳出還付医退税額\_件数、342 歳出還付介一税額\_件数、  
343 歳出還付介退税額\_件数、344 歳出還付均等割\_件数、345 歳出還付法人税割\_件数、346 歳出還付延滞金\_件数、  
347 歳出還付医一延滞金\_件数、348 歳出還付医退延滞金\_件数、349 歳出還付介一延滞金\_件数、  
350 歳出還付介退延滞金\_件数、351 歳出還付督促手数料\_件数、352 歳出還付退職所得額\_件数、  
353 歳出還付諸税加算金\_件数、354 還付加算金、355 充当還付加算金\_減、356 交付報奨金、357 交付報奨金\_件数、  
358 旧市町村識別コード、359 支一調定額\_件数、360 支退調定額\_件数、361 支一調定額\_増、362 支退調定額\_増、  
363 支一調定額\_増件数、364 支退調定額\_増件数、365 支一調定額\_減、366 支退調定額\_減、367 支一調定額\_減件数、  
368 支退調定額\_減件数、369 支一納付額\_増、370 支退納付額\_増、371 支一納付延滞金\_増、372 支退納付延滞金\_増、  
373 支一納付額\_増件数、374 支退納付額\_増件数、375 支一納付延滞金\_増件数、376 支退納付延滞金\_増件数、  
377 支一納付額\_減、378 支退納付額\_減、379 支一納付延滞金\_減、380 支退納付延滞金\_減、  
381 支一納付額\_減件数、382 支退納付額\_減件数、  
383 支一納付延滞金\_減件数、384 支退納付延滞金\_減件数、385 充当支一税額\_増、386 充当支退税額\_増、  
387 充当支一延滞金\_増、388 充当支退延滞金\_増、389 充当支一税額\_増件数、390 充当支退税額\_増件数、  
391 充当支一延滞金\_増件数、392 充当支退延滞金\_増件数、393 充当支一税額\_減、394 充当支退税額\_減、  
395 充当支一延滞金\_減、396 充当支退延滞金\_減、397 充当支一税額\_減件数、398 充当支退税額\_減件数、  
399 充当支一延滞金\_減件数、400 充当支退延滞金\_減件数、401 歳出充当支一税額\_減、402 歳出充当支退税額\_減、  
403 歳出充当支一延滞金\_減、404 歳出充当支退延滞金\_減、405 歳出充当支一税額\_減件数、406 歳出充当支退税額\_減件数、  
407 歳出充当支一延滞金\_減件数、408 歳出充当支退延滞金\_減件数、409 振替支一税額\_増、410 振替支退税額\_増、  
411 振替支一延滞金\_増、412 振替支退延滞金\_増、413 振替支一税額\_増件数、414 振替支退税額\_増件数、  
415 振替支一延滞金\_増件数、416 振替支退延滞金\_増件数、417 振替支一税額\_減、418 振替支退税額\_減、  
419 振替支一延滞金\_減、420 振替支退延滞金\_減、421 振替支一税額\_減件数、422 振替支退税額\_減件数、  
423 振替支一延滞金\_減件数、424 振替支退延滞金\_減件数、425 歳出振替支一税額\_減、426 歳出振替支退税額\_減、  
427 歳出振替支一延滞金\_減、428 歳出振替支退延滞金\_減、429 歳出振替支一税額\_減件数、430 歳出振替支退税額\_減件数、  
431 歳出振替支一延滞金\_減件数、432 歳出振替支退延滞金\_減件数、433 還付支一税額、434 還付支退税額、  
435 還付支一延滞金、436 還付支退延滞金、437 還付支一税額\_件数、438 還付支退税額\_件数、  
439 還付支一延滞金\_件数、440 還付支退延滞金\_件数、441 歳出還付支一税額、  
442 歳出還付支退税額、443 歳出還付支一延滞金、444 歳出還付支退延滞金、445 歳出還付支一税額\_件数、  
446 歳出還付支退税額\_件数、447 歳出還付支一延滞金\_件数、448 歳出還付支退延滞金\_件数、  
449 期別区分、450 税目コード、451 課税年度、452 相当年度、453 通知書番号、  
454 期別コード、455 処理連番、456 修正連番、457 還付充当番号、458 税目コード、459 課税年度、  
460 相当年度、461 通知書番号、462 期別コード、463 還付充当連番、464 処理連番、465 修正連番、  
466 納付連番、467 事業年度\_自、468 事業年度\_至、469 申告区分、470 納付時会計年度、471 通知時会計年度、  
472 済時会計年度、473 調定税額、474 確定延滞金、475 調定督促手数料、476 調定均等割、477 調定法人税割、  
478 納付税額、479 納付延滞金、480 納付督促手数料、481 納付退職所得額、482 納付均等割、483 納付法人税割、  
484 納付諸税加算金、485 領収日、486 収入日、487 還付税額、488 還付延滞金、489 還付督促手数料、  
490 還付退職所得額、491 還付均等割、492 還付法人税割、493 還付諸税加算金、  
494 還付加算金、495 支出決定日、496 還付請求日、497 過誤納起算日、498 過誤納決裁日、  
499 過誤納通知日、500 還付済日、501 振込日、502 過誤納理由、  
503 還付方法区分、504 過誤納状態区分、505 済取消有無区分、506 歳入歳出区分、507 金融機関\_本店コード、  
508 金融機関\_支店コード、509 金融機関\_枝番コード、510 口座種別、511 口座番号、512 口座名義人カナ、  
513 金融機関名、514 特徴個人宛名番号、515 旧市町村識別コード、516 還付充当番号、517 税目コード、518 課税年度、  
519 相当年度、520 通知書番号、521 期別コード、522 還付充当連番、523 処理連番、524 修正連番、525 納付連番、  
526 事業年度\_自、527 事業年度\_至、528 申告区分、529 納付時会計年度、530 通知時会計年度、531 済時会計年度、  
532 調定税額、533 確定延滞金、534 調定督促手数料、535 調定均等割、536 調定法人税割、537 納付税額、  
538 納付延滞金、539 納付督促手数料、540 納付退職所得額、541 納付均等割、542 納付法人税割、543 納付諸税加算金、  
544 領収日、545 収入日、546 還付税額、547 還付延滞金、548 還付督促手数料、549 還付退職所得額、550 還付均等割、

551 還付法人税割、552 還付諸税加算金、553 還付加算金、554 支出決定日、555 還付請求日、556 過誤納起算日、  
557 過誤納決裁日、558 過誤納通知日、559 還付済日、560 振込日、561 過誤納理由、562 還付方法区分、  
563 過誤納状態区分、564 済取消有無区分、565 歳入歳出区分、566 金融機関\_本店コード、567 金融機関\_支店コード、  
568 金融機関\_枝番コード、569 口座種別、570 口座番号、571 口座名義人カナ、572 金融機関名、573 特徴個人宛名番号、  
574 旧市町村識別コード、575 還付充当番号、576 税目コード、577 課税年度、578 相当年度、579 通知書番号、  
580 期別コード、581 還付充当連番、582 処理連番、583 修正連番、584 元納付連番、585 元事業年度\_自、  
586 元事業年度\_至、587 元申告区分、588 元調定税額、589 元確定延滞金、590 元調定督促手数料、591 元調定均等割、  
592 元調定法人税割、593 元納付税額、594 元納付延滞金、595 元納付督促手数料、596 元納付退職所得額、  
597 元納付均等割、598 元納付法人税割、599 元納付諸税加算金、600 元領収日、601 元収入日、  
602 元充当税額、603 元充当延滞金、604 元充当督促手数料、605 元充当退職所得額、606 元充当均等割、  
607 元充当法人税割、608 元充当諸税加算金、609 元還付加算金、610 先宛名番号、611 先税目コード、  
612 先課税年度、613 先相当年度、614 先通知書番号、615 先期別コード、616 先事業年度\_自、  
617 先事業年度\_至、618 先申告区分、619 先調定税額、620 先確定延滞金、621 先調定督促手数料、  
622 先調定均等割、623 先調定法人税割、624 先納付税額、625 先納付延滞金、626 先納付督促手数料、  
627 先納付退職所得額、628 先納付均等割、629 先納付法人税割、630 先納付諸税加算金、631 先領収日、632 先収入日、  
633 先充当税額、634 先充当延滞金、635 先充当督促手数料、636 先充当退職所得額、637 先充当均等割、  
638 先充当法人税割、639 先充当諸税加算金、640 充当日、641 過誤納起算日、642 過誤納決裁日、  
643 過誤納通知日、644 過誤納理由、645 過誤納状態区分、646 歳入歳出区分、647 充当振替区分、  
648 発生日、649 発生連番、650 処理連番、651 修正連番、652 税目コード、653 課税年度、  
654 相当年度、655 通知書番号、656 期別コード、657 確認番号、658 事業年度\_自、  
659 事業年度\_至、660 申告区分、661 簿冊番号、662 簿冊連番、663 納付額、664 納付延滞金、665 納付督促手数料、  
666 交付報奨金、667 退職所得額、668 納付均等割、669 納付法人税割、670 納付諸税加算金、671 領収日、672 収入日、  
673 納付種類コード、674 MPN納付種類コード、675 期別前納区分、676 金融機関\_本店コード、677 金融機関\_支店コード、  
678 金融機関\_枝番コード、679 口座種別、680 口座番号、681 旧市町村識別コード、682 税目コード、683 課税年度、  
684 相当年度、685 通知書番号、686 期別コード、687 会計年度、688 処理連番、689 修正連番、  
690 医療一般調定額\_該当、691 医療退職調定額\_該当、692 介護一般調定額\_該当、693 介護退職調定額\_該当、  
694 医療一般調定額、695 医療退職調定額、696 介護一般調定額、697 介護退職調定額、698 医療一般納付額\_該当、  
699 医療退職納付額\_該当、700 介護一般納付額\_該当、701 介護退職納付額\_該当、702 医療一般納付額、  
703 医療退職納付額、704 介護一般納付額、705 介護退職納付額、706 支援一般調定額\_該当、  
707 支援退職調定額\_該当、708 支援一般調定額、709 支援退職調定額、710 支援一般納付額\_該当、  
711 支援退職納付額\_該当、712 支援一般納付額、713 支援退職納付額、714 宛名番号、715 連番、716 処理連番、  
717 修正連番、718 交渉日、719 交渉時間、720 交渉内容、721 宛名番号、722 税目コード、723 課税年度、  
724 相当年度、725 通知書番号、726 期別コード、727 再振替回数、728 処理連番、729 修正連番、730 引落金額、  
731 引落本税額、732 引落延滞金、733 引落督促手数料、734 交付報奨金、735 領収日、736 収入日、737 期別前納区分、  
738 金融機関\_本店コード、739 金融機関\_本店名カナ、740 金融機関\_支店コード、741 金融機関\_支店名カナ、  
742 金融機関\_枝番コード、743 口座種別、744 口座番号、745 名義人カナ、746 再振替依頼日、747 振替結果コード、  
748 宛名番号、749 税目コード、750 課税年度、751 相当年度、752 通知書番号、753 期別コード、754 申告区分、  
755 期別名称、756 調定額、757 納付額、758 調定法人税割、759 調定均等割、760 納付法人税割、761 納付均等割、  
762 延滞金、763 納付延滞金、764 調定督促手数料、765 納付督促手数料、766 未過納額、767 未過納法人税割、  
768 未過納均等割、769 未過納延滞金、770 未過納督促手数料、771 納期限、772 指定期限、773 備考、774 未納額、  
775 未納法人税割、776 未納均等割、777 未納延滞金、778 未納督促手数料、779 督促発布日、780 処理区分、  
781 ソートキー、782 氏名、783 処理、784 旧市町村識別コード、785 還付充当番号、786 税目コード、787 課税年度、  
788 相当年度、789 通知書番号、790 期別コード、791 申告区分、792 詳細連番、793 歳入歳出区分、794 還付充当区分、  
795 会計年度、796 還付起算日、797 計算期間終了日、798 日数、799 過誤納本税額、800 過誤納延滞金、  
801 過誤納督促手数料、802 過誤納退職所得額、803 過誤納諸税加算金、804 過誤納法人税割、805 過誤納均等割、  
806 加算金本税額、807 加算金延滞金、808 加算金督促手数料、809 加算金退職所得額、810 加算金諸税加算金、  
811 加算金法人税割、812 加算金均等割、813 個人番号



## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 滞納管理ファイル

1 宛名番号、2 世帯番号、3 漢字氏名、4 カナ氏名、5 通称名、6 カナ通称名、7 郵便番号、  
8 現住所、9 現住所方書、10 電話番号1、11 電話番号2、12 戸籍本籍地、13 戸籍筆頭者名  
14 生年月日、15 続柄、16 性別、17 個人種別、18 代表者名、19 地区コード、20 担当者コード、  
21 自治体コード、22 送付先区分、23 送付先郵便番号、24 送付先住所、25 送付先住所方書、  
26 故人フラグ、27 携帯フラグ、28 催告フラグ、29 課税者フラグ、30 滞納金額、  
31 同一人コード、32 共有フラグ、33 担当者変更不可フラグ、34 個人番号、35 居住状況、  
36 住民登録有無、37 転居転出日、38 前住所、39 勤務先名、40 勤務先住所、41 勤務先電話番号、  
42 備考、43 徴収不可、44 滞納原因、45 補助区分1、46 補助区分2、47 補助区分3、  
48 ランク、49 ランク日付、50 世帯番号、51 宛名番号、52 続柄、53 漢字氏名、  
54 生年月日、55 備考、56 擬制世帯、57 滞納者フラグ、58 故人フラグ、59 関連者コード、  
60 期別明細KEY、61 年度、62 賦課年度、63 税目、64 期別、65 宛名番号、  
66 通知書番号、67 調定日、68 申告区分、69 税額、70 督促手数料、71 延滞金、  
72 確定延滞金フラグ、73 納期限、74 納期変更フラグ、75 公示フラグ、76 処分1、  
77 処分日、78 督促日、79 督促公示フラグ、80 督促公示日、81 法定納期限等、82 繰上日、  
83 起算日、84 申告日、85 事業開始、86 事業終了、87 延長期限、88 納税管理人、  
89 車輦、90 収納額、91 収納督促手数料、92 収納延滞金、93 最終収納日、  
94 完納フラグ、95 未納本税、96 未納督促、97 未納延滞金、98 未納金額、99 年度区分、100 管轄コード、  
101 加算金区分、102 収納回数、103 還付フラグ、104 収納日、105 日計日、106 収納区分、107 仮消区分、  
108 納付事由、109 収納取込日、110 フラグ、111 処分区分、112 誓約回数、113 分割区分、114 優先順位、  
115 宛名番号、116 記録日付、117 記録時間、118 行動記録分類、119 行動記録内容、120 行動記録備考、  
121 行動記録区分、122 結果記録分類、123 結果記録日付、124 結果記録時間、125 結果記録内容、  
126 結果記録備考、127 結果記録区分、128 担当者、129 部署、130 処分宛名番号、131 財産債権分類、  
132 枝番、133 調査内容、134 宛名番号、135 債務者、136 照会枝番、137 状態区分、138 差押区分、  
139 起案日、140 処分日、141 処分担当者、142 差押時間、143 履行期限、144 完納日、145 解除起案日、  
146 解除日、147 解除担当者、148 解除理由、149 解除備考、150 債務者名、151 債務者住所、  
152 送付先氏名、153 送付先住所、154 処分金額、155 終了日、156 終了担当者、157 配当金額、  
158 滞納処分費、159 差押氏名、160 差押住所、161 法令、162 処分宛名番号、163 枝番、164 申請日、  
165 誓約日、166 誓約期間自、167 誓約期間至、168 誓約月数、169 支払方法、170 分納担当者、  
171 分納理由、172 延滞金計算区分、173 延滞金率区分、174 端数区分、175 分納月区分、176 分納支払日、  
177 分納金額、178 納付優先区分、179 延滞金納付区分、180 分納承認日、181 取消日、182 取消理由、  
183 取消担当者、184 納付誓約額、185 賞与支払額、186 延滞金計算日、187 延長申請日、188 項目名、  
189 担保有無、190 認可不許可区分、191 認可不許可日、192 延長区分、193 延長期間自、  
194 延長期間至、195 延長月数、196 延長備考

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

中間サーバー

1 情報提供用個人識別符号、2 団体内統合宛名番号、3 情報提供等の記録

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 市民税・県民税ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;運用における措置&gt;</p> <p>①申請書等を受け付ける窓口において、本人確認書類の確認を徹底している。</p> <p>②申請書等を本人又は代理人のみから受付することとし、代理人からの受付の際には、委任状その他の添付書類(戸籍謄本等)により、資格(代理人要件等)の確認を行っている。</p> <p>③他課保有の特定個人情報を参照するために端末検索を行った場合、業務に必要な個人情報以外は参照しないように周知徹底している。また、端末を起動させるには個人ごとに管理されているICカードにて行うものであり、そのカードでアクセスした情報をログで管理している。</p> <p>&lt;税総合システムにおける措置&gt;</p> <p>①賦課期日(1月1日)時点で平塚市に住所を有していたかどうかについては、最新の住民情報を管理している住民基本台帳システムより共通基盤システムを経由して情報の移転を受けており、対象外の住民に対する課税が発生しないよう、賦課期日近辺の異動者については、特に注意して確認を行っている。</p> <p>②対象者本人、企業、国税庁、日本年金機構等から入手する課税資料情報は、あらかじめ定められた様式・方法にて入手し、1件ごとに4情報に基づき確認し情報を精査している。</p> <p>&lt;国税連携システム・審査システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>官公署との専用回線によって、データの送受信が行われており、外部からのアクセスができない。また、データの送受信が行われる端末については、IDとパスワードの設定がされており業務担当者以外は起動することができない。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;</p> <p>①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。</p> <p>②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。</p> <p>②他課保有の特定個人情報を参照するために端末検索を行った場合、業務に必要な個人情報以外は参照しないように周知徹底している。端末を起動させるにはICカードによる認証を行うものであり、そのカードでアクセスした情報をログで管理している。また、特定個人情報を参照する権限を持たないカードの場合は、個人番号を用いた参照ならびに参照結果に個人番号が表示されないよう制御する。</p> <p>&lt;業務端末における措置&gt;</p> <p>端末毎に、ローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。</p> <p>業務上USBメモリによるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p> <p>&lt;ファイルサーバーにおける措置&gt;</p> <p>①ファイルサーバーはフォルダ単位で権限管理を行っている。また、システム管理者でなければ権限の変更はできない。</p> <p>②特定個人情報取扱事務ではない業務でファイルサーバーを利用することもあるため、特定個人情報ファイルについては運用上暗号化等の処置を施す。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;税総合システムにおける措置&gt;</p> <p>①番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号を物理的に表示しない)また税総合システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。</p> <p>②税総合システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。</p> <p>③税総合システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;</p> <p>①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。連携内容の変更は、限られたシステム管理者しかできず、システム管理者のアクセスログの取得も行っている。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;税総合システムにおける措置&gt;</p> <p>①職員証による識別と認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>②利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</p> <p>③不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウイルス対策ソフトの導入を行っている。</p> <p>④システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;</p> <p>①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。</p> <p>②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。</p> <p>③共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。</p> <p>一定期間アクセスログを保存する。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されている為、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。</p> <p>②管理者のパスワードは定期的に更新する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	①委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと ②秘密保持の義務化 ③特定個人情報を取り扱う上での適切な措置を講じること ④事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ⑤特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。また管理者を定め、従業員の管理監督を行わせること ⑥特定個人情報の取扱いについて、従業員に対し適切な教育を施すこと ⑦特定個人情報の第三者への提供の禁止 ⑧利用する権利の第三者への譲渡の禁止 ⑨契約終了後の情報の返還、廃棄、消去について ⑩事故発生時の報告 ⑪必要に応じて、委託先の視察、監査を行うことができること ⑫再委託の原則禁止 ⑬漏えい事案等が発生した場合、委託先が責任を負うこと	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約書に、再委託先においても委託先が負うべき義務を同様に負うとともに、委託先に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うことを規定している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<p>&lt;セキュリティポリシーにおける措置&gt; セキュリティポリシーにおいては以下のとおり情報の利用について定めている。 ①情報資産を利用する者は、業務以外の目的に情報資産を利用してはならない。 ②記録媒体に情報資産の重要度が異なる情報が複数記録されている場合、最高度の分類に従って記録媒体を取り扱わなければならない。</p> <p>&lt;運用における措置&gt; ①納税通知書や各種申告書の発送に当たっては、発送記録を残している。 ②納税通知書や各種申告書の発送に当たっては、定められた方法で提供することにより不適切な方法による提供を防ぐ。 ③申請書等を受け付ける窓口において、本人確認書類の確認を徹底している。 ④申請書等を本人又は代理人のみから受付することとし、代理人からの受付の際には、委任状その他の添付書類（戸籍謄本等）により、資格（代理人要件等）の確認を行っている。 ⑤他自治体等へ郵送により特定個人情報を提供するときは宛先の確認を複数職員で行っている。また、他自治体等からの照会は返送用封筒が同封されていることが多いが、回答の際は、返送封筒の宛先を確認している。</p> <p>&lt;税総合システムにおける措置&gt; ①同一機関内及び特定個人情報を取扱う他の行政機関に対して特定個人情報を移転・提供する際は、原則的に移転・提供先の各担当部署から依頼票を提出してもらうこととしており、依頼票の内容を検査した上で、指定の媒体により必要な情報のみを提供することとしている。 ②庁内連携システムを介しての移転の場合、自動連携であるため職員による意図的な不正行為は発生しない。 ③国税連携システム、審査システムでの情報提供についても、定められた方法での連携であり、かつ連携操作時においても複数職員による確認を行っている。 ④企業、他自治体等へのデータ送付の際には複数職員による確認を行っている。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; ①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されている為、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。 ②他課保有の特定個人情報を参照するために端末検索を行った場合、業務に必要な個人情報以外は参照しないように周知徹底している。端末を起動させるにはICカードによる認証を行うものであり、そのカードでアクセスした情報をログで管理している。また、特定個人情報を参照する権限を持たないカードの場合は、個人番号を用いた参照ならびに参照結果に個人番号が表示されないよう制御する。</p> <p>&lt;業務端末における措置&gt; 端末毎に、ローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。 業務上USBメモリによるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p> <p>&lt;ファイルサーバーにおける措置&gt; ①ファイルサーバーはフォルダ単位で権限管理を行っている。また、システム管理者でなければ権限の変更はできない。 ②特定個人情報取扱事務ではない業務でファイルサーバーを利用することもあるため、特定個人情報ファイルについては運用上暗号化等の処置を施す。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>④中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑤中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>⑥特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>
---

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;運用における措置&gt; 届出書類等は、処理の進捗状況に合わせて鍵付きのキャビネットに保管する。処理完了後は、保管期間中は鍵付耐火書庫にて保管し、保存期間終了後は溶解処理にて廃棄を行う。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; 共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されている為、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。</p> <p>&lt;業務端末における措置&gt; ①端末毎に、ローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。 業務上USBメモリによるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。 ②バックアップデータの遠隔地保管をしている。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・庁内において、新採用職員研修、個人情報保護に関する研修会、情報セキュリティに関する説明会を実施し、職員への周知・啓発を図っている。	
10. その他のリスク対策		
-		



### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 軽自動車税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;運用における措置&gt;</p> <p>①申請書を受け付ける窓口において、本人確認書類の確認を徹底している。</p> <p>②申請書を本人又は代理人のみから受付することとし、代理人からの受付の際には、委任状その他の添付書類（戸籍謄本等）により、資格（代理人要件等）の確認を行っている。</p> <p>③他課保有の特定個人情報を参照するために端末検索を行った場合、業務に必要な個人情報以外は参照しないように周知徹底している。また、端末を起動させるには個人ごとに管理されているICカードにて行うものであり、そのカードでアクセスした情報をログで管理している。</p> <p>&lt;税総合システムにおける措置&gt;</p> <p>①全国軽自動車協会連合会等から入手する課税対象者情報は、1件ごとに4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。また課税対象者情報は、あらかじめ定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外は入手することはない。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;</p> <p>①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。</p> <p>②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。</p> <p>②他課保有の特定個人情報を参照するために端末検索を行った場合、業務に必要な個人情報以外は参照しないように周知徹底している。端末を起動させるにはICカードによる認証を行うものであり、そのカードでアクセスした情報をログで管理している。また、特定個人情報を参照する権限を持たないカードの場合は、個人番号を用いた参照ならびに参照結果に個人番号が表示されないよう制御する。</p> <p>&lt;業務端末における措置&gt;</p> <p>端末毎に、ローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。</p> <p>業務上USBメモリによるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;税総合システムにおける措置&gt;</p> <p>①番号利用業務以外の部門（条例に規定されていない業務も含む）における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。（個人番号を物理的に表示しない）また、税総合システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。</p> <p>②税総合システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。</p> <p>③税総合システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;</p> <p>①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。連携内容の変更は、限られたシステム管理者しかできず、システム管理者のアクセスログの取得も行って</p> <p>いる。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>&lt;税総合システムにおける措置&gt; ①職員証による識別と認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ②利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ③不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウィルス対策ソフトの導入を行っている。 ④システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。 ②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。 ③共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。一定期間アクセスログを保存する。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; ①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されている為、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。 ②管理者のパスワードは定期的に更新する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>①委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと ②秘密保持の義務化 ③特定個人情報を取り扱う上での適切な措置を講じること ④事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ⑤特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。また管理者を定め、従業員の管理監督を行わせること ⑥特定個人情報の取扱いについて、従業員に対し適切な教育を施すこと ⑦特定個人情報の第三者への提供の禁止 ⑧利用する権利の第三者への譲渡の禁止 ⑨契約終了後の情報の返還、廃棄、消去について ⑩事故発生時の報告 ⑪必要に応じて、委託先の視察、監査を行うことができること ⑫再委託の原則禁止 ⑬漏えい事案等が発生した場合、委託先が責任を負うこと</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約書に、再委託先においても委託先が負うべき義務を同様に負うとともに、委託先に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うことを規定している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;セキュリティポリシーにおける措置&gt; セキュリティポリシーにおいては以下のとおり情報の利用について定めている。 ①情報資産を利用する者は、業務以外の目的に情報資産を利用してはならない。 ②記録媒体に情報資産の重要度が異なる情報が複数記録されている場合、最高度の分類に従って記録媒体を取り扱わなければならない。</p> <p>&lt;運用における措置&gt; ①納税通知書や各種申告書の発送に当たっては、発送記録を残している。 ②納税通知書や各種申告書の発送に当たっては、定められた方法で提供することにより不適切な方法による提供を防ぐ。 ③申請書を受け付ける窓口において、本人確認書類の確認を徹底している。 ④申請書を本人又は代理人のみから受付することとし、代理人からの受付の際には、委任状その他の添付書類（戸籍謄本等）により、資格（代理人要件等）の確認を行っている。 ⑤他自治体等へ郵送により特定個人情報を提供するときは宛先の確認を複数職員で行っている。また、他自治体等からの照会は返送用封筒が同封されていることが多いが、回答の際は、返送封筒の宛先を確認している。</p> <p>&lt;税総合システムにおける措置&gt; ①同一機関内及び特定個人情報を取扱う他の行政機関に対して特定個人情報を移転・提供する際は、原則的に移転・提供先の各担当部署から依頼票を提出してもらうこととしており、依頼票の内容を検査した上で、指定の媒体により必要な情報のみを提供することとしている。 ②庁内連携システムを介しての移転の場合、自動連携であるため職員による意図的な不正行為は発生しない。 ③国税連携システム、審査システムでの情報提供についても、定められた方法での連携であり、かつ連携操作時においても複数職員による確認を行っている。 ④企業、他自治体等へのデータ送付の際には複数職員による確認を行っている。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; ①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されている為、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。 ②他課保有の特定個人情報を参照するために端末検索を行った場合、業務に必要な個人情報以外は参照しないように周知徹底している。端末を起動させるにはICカードによる認証を行うものであり、そのカードでアクセスした情報をログで管理している。また、特定個人情報を参照する権限を持たないカードの場合は、個人番号を用いた参照ならびに参照結果に個人番号が表示されないよう制御する。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;運用における措置&gt; 届出書類等は、処理の進捗状況に合わせて鍵付きのキャビネットに保管する。処理完了後は、保管期間中は鍵付耐火書庫にて保管し、保存期間終了後には溶解処理にて廃棄を行う。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; 共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されている為、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。</p> <p>&lt;業務端末における措置&gt; ①端末毎に、ローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。 業務上USBメモリによるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。 ②バックアップデータの遠隔地保管をしている。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・庁内において、新採用職員研修、個人情報保護に関する研修会、情報セキュリティに関する説明会を実施し、職員への周知・啓発を図っている。	
10. その他のリスク対策		
-		

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

3. 固定資産税・都市計画税ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;運用における措置&gt;</p> <p>①申請書等を受け付ける窓口において、本人確認書類の確認を徹底している。</p> <p>②申請書等を本人又は代理人のみから受付することとし、代理人からの受付の際には、委任状その他の添付書類(戸籍謄本等)により、資格(代理人要件等)の確認を行っている。</p> <p>③他課保有の特定個人情報を参照するために端末検索を行った場合、業務に必要な個人情報以外は参照しないように周知徹底している。また、端末を起動させるには個人ごとに管理されているICカードにて行うものであり、そのカードでアクセスした情報をログで管理している。</p> <p>&lt;税総合システムにおける措置&gt;</p> <p>①提出された申請(申告)情報については、当該市町村で所有している資産であるかを判断した上で、その所有者の確認を行っており、目的の範囲を超えた入手が行われない対策をとっている。</p> <p>②課税対象でない申請(申告)を受付した場合は、当人へ連絡等を行うことで対象者以外の情報を入手しない等の措置を講じている。</p> <p>&lt;審査システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>専用回線によって、データの送受信が行われており、外部からのアクセスができない。また、データの送受信が行われる端末については、IDとパスワードの設定がされており業務担当者以外は起動することができない。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;</p> <p>①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。</p> <p>②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。</p> <p>②他課保有の特定個人情報を参照するために端末検索を行った場合、業務に必要な個人情報以外は参照しないように周知徹底している。端末を起動させるにはICカードによる認証を行うものであり、そのカードでアクセスした情報をログで管理している。また、特定個人情報を参照する権限を持たないカードの場合は、個人番号を用いた参照ならびに参照結果に個人番号が表示されないよう制御する。</p> <p>&lt;業務端末における措置&gt;</p> <p>端末毎に、ローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。</p> <p>業務上USBメモリによるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p> <p>&lt;ファイルサーバーにおける措置&gt;</p> <p>①ファイルサーバーはフォルダ単位で権限管理を行っている。また、システム管理者でなければ権限の変更はできない。</p> <p>②特定個人情報取扱事務ではない業務でファイルサーバーを利用することもあるため、特定個人情報ファイルについては運用上暗号化等の処置を施す。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	-----------	--

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;税総合システムにおける措置&gt;            ①番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている(個人番号を物理的に表示しない)。また、税総合システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。            ②税総合システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。            ③税総合システムが稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;            ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。連携内容の変更は、限られたシステム管理者しかできず、システム監視者のアクセスログの取得も行って</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;            ①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>&lt;税総合システムにおける措置&gt;            ①職員証による識別と認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。            ②利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。            ③不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウィルス対策ソフトの導入を行っている。            ④システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;            ①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。            ②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。            ③共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。一定期間アクセスログを保存する。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;            ①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されている為、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。            ②管理者のパスワードは定期的に更新する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	







6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手)	[ ○ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;運用における措置&gt;          届出書類等は、処理の進捗状況に合わせて鍵付きのキャビネットに保管する。処理完了後は、保管期間中は事務所内の鍵付耐火書庫にて保管し、保存期間終了後には溶解処理にて廃棄を行う。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;          ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。          ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。          ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。          ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;          ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。          ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;          共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されている為、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。</p> <p>&lt;業務端末における措置&gt;          ①端末毎に、ローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。業務上USBメモリによるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。          ②バックアップデータの遠隔地保管をしている。</p>			

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・庁内において、新採用職員研修、個人情報保護に関する研修会、情報セキュリティに関する説明会を実施し、職員への周知・啓発を図っている。
10. その他のリスク対策	
—	

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
4. 収納管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;運用における措置&gt;            ①申請書等を受け付ける窓口において、本人確認書類の確認を徹底している。            ②申請書等を本人又は代理人のみから受付することとし、代理人からの受付の際には、委任状その他の添付書類（戸籍謄本等）により、資格（代理人要件等）の確認を行っている。            ③他課保有の特定個人情報を参照するために端末検索を行った場合、業務に必要な個人情報以外は参照しないように周知徹底している。また、端末を起動させるには個人ごとに管理されているICカードにて行うものであり、そのカードでアクセスした情報をログで管理している。</p> <p>&lt;税総合システムにおける措置&gt;            収納情報ファイルについては、各情報ファイルに登録されている課税情報から作成されるものであり、必要な措置が講じられた情報を使用している。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;            ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。            ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;            ①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。            ②他課保有の特定個人情報を参照するために端末検索を行った場合、業務に必要な個人情報以外は参照しないように周知徹底している。端末を起動させるにはICカードによる認証を行うものであり、そのカードでアクセスした情報をログで管理している。また、特定個人情報を参照する権限を持たないカードの場合は、個人番号を用いた参照ならびに参照結果に個人番号が表示されないよう制御する。</p> <p>&lt;業務端末における措置&gt;            端末毎に、ローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。業務上USBメモリによるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p> <p>&lt;ファイルサーバーにおける措置&gt;            ①ファイルサーバーはフォルダ単位で権限管理を行っている。また、システム管理者でなければ権限の変更はできない。            ②特定個人情報取扱事務ではない業務でファイルサーバーを利用することもあるため、特定個人情報ファイルについては運用上暗号化等の処置を施す。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;税総合システムにおける措置&gt;            ①番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号を物理的に表示しない)また、税総合システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。            ②税総合システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。            ③税総合システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;            ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。連携内容の変更は、限られたシステム管理者しかできず、システム監視者のアクセスログの取得も行っている。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;            ①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>&lt;税総合システムにおける措置&gt;            ①職員証による識別と認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。            ②利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。            ③不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウィルス対策ソフトの導入を行っている。            ④システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;            ①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。            ②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。            ③共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。一定期間アクセスログを保存する。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;            ①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されている為、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。            ②管理者のパスワードは定期的に更新する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	①委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと ②秘密保持の義務化 ③特定個人情報を取り扱う上での適切な措置を講じること ④事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ⑤特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。また管理者を定め、従業員の管理監督を行わせること ⑥特定個人情報の取扱いについて、従業員に対し適切な教育を施すこと ⑦特定個人情報の第三者への提供の禁止 ⑧利用する権利の第三者への譲渡の禁止 ⑨契約終了後の情報の返還、廃棄、消去について ⑩事故発生時の報告 ⑪必要に応じて、委託先の視察、監査を行うことができること ⑫再委託の原則禁止 ⑬漏えい事案等が発生した場合、委託先が責任を負うこと	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	契約書に、再委託先においても委託先が負うべき義務を同様に負うとともに、委託先に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うことを規定している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<p>&lt;セキュリティポリシーにおける措置&gt;          セキュリティポリシーにおいては以下のとおり情報の利用について定めている。          ①情報資産を利用する者は、業務以外の目的に情報資産を利用してはならない。          ②記録媒体に情報資産の重要度が異なる情報が複数記録されている場合、最高度の分類に従って記録媒体を取り扱わなければならない。</p> <p>&lt;運用における措置&gt;          ①申請書等を受け付ける窓口において、本人確認書類の確認を徹底している。          ②申請書等を本人又は代理人のみから受付することとし、代理人からの受付の際には、委任状その他の添付書類（戸籍謄本等）により、資格（代理人要件等）の確認を行っている。          ③他自治体等へ郵送により特定個人情報を提供するときは宛先の確認を複数職員で行っている。また、他自治体等からの照会は返送用封筒が同封されていることが多いが、回答の際は、返送封筒の宛先を確認している。</p> <p>&lt;税総合システムにおける措置&gt;          ①同一機関内及び特定個人情報を取扱う他の行政機関に対して特定個人情報を移転・提供する際は、原則的に移転・提供先の各担当部署から依頼票を提出してもらうこととしており、依頼票の内容を検査した上で、指定の媒体により必要な情報のみを提供することとしている。          ②庁内連携システムを介しての移転の場合、自動連携であるため職員による意図的な不正行為は発生しない。          ③他自治体等へのデータ送付の際には複数職員による確認を行っている。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;          ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。          ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;          ①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。          ②他課保有の特定個人情報を参照するために端末検索を行った場合、業務に必要な個人情報以外は参照しないように周知徹底している。端末を起動させるにはICカードによる認証を行うものであり、そのカードでアクセスした情報をログで管理している。また、特定個人情報を参照する権限を持たないカードの場合は、個人番号を用いた参照ならびに参照結果に個人番号が表示されないよう制御する。</p> <p>&lt;業務端末における措置&gt;          端末毎に、ローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。業務上USBメモリによるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p> <p>&lt;ファイルサーバーにおける措置&gt;          ①ファイルサーバーはフォルダ単位で権限管理を行っている。また、システム管理者でなければ権限の変更はできない。          ②特定個人情報取扱事務ではない業務でファイルサーバーを利用することもあるため、特定個人情報ファイルについては運用上暗号化等の処置を施す。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>④中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑤中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>⑥特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;運用における措置&gt; 届出書類等は、処理の進捗状況に合わせて鍵付きのキャビネットに保管する。処理完了後は、保管期間中は鍵付耐火書庫にて保管し、保存期間終了後には溶解処理にて廃棄を行う。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; 共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されている為、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。</p> <p>&lt;業務端末における措置&gt; ①端末毎に、ローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。 業務上USBメモリによるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。 ②バックアップデータの遠隔地保管をしている。</p>		



<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・庁内において、新採用職員研修、個人情報保護に関する研修会、情報セキュリティに関する説明会を実施し、職員への周知・啓発を図っている。
<b>10. その他のリスク対策</b>	
-	

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
5. 滞納管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;運用における措置&gt;            ①申請書等を受け付ける窓口において、本人確認書類の確認を徹底している。            ②申請書等を本人又は代理人のみから受付することとし、代理人からの受付の際には、委任状その他の添付書類（戸籍謄本等）により、資格（代理人要件等）の確認を行っている。</p> <p>&lt;滞納管理システムにおける措置&gt;            滞納情報ファイルについては、収納情報ファイルに登録されている情報から作成されるものであり、必要な措置が講じられた情報を使用している。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;            ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。            ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;            ①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。            ②他課保有の特定個人情報を参照するために端末検索を行った場合、業務に必要な個人情報以外は参照しないように周知徹底している。端末を起動させるにはICカードによる認証を行うものであり、そのカードでアクセスした情報をログで管理している。また、特定個人情報を参照する権限を持たないカードの場合は、個人番号を用いた参照ならびに参照結果に個人番号が表示されないよう制御する。</p> <p>&lt;ファイルサーバーにおける措置&gt;            ①ファイルサーバーはフォルダ単位で権限管理を行っている。また、システム管理者でなければ権限の変更はできない。            ②特定個人情報取扱事務ではない業務でファイルサーバーを利用することもあるため、特定個人情報ファイルについては運用上暗号化等の処置を施す。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;滞納管理システムにおける措置&gt;            ①滞納管理システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。            ②滞納管理システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。            ③滞納管理システムの稼働するLANは、外部との接続はない。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;            ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。連携内容の変更は、限られたシステム管理者しかできず、システム管理者のアクセスログの取得も行っている。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;            ①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>&lt;滞納管理システムにおける措置&gt;</p> <p>①ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>②利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</p> <p>③システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;</p> <p>①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。</p> <p>②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。</p> <p>③共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。一定期間アクセスログを保存する。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されている為、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。</p> <p>②管理者のパスワードは定期的に更新する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>①委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと</p> <p>②秘密保持の義務化</p> <p>③特定個人情報を取り扱う上での適切な措置を講じること</p> <p>④事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</p> <p>⑤特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。また管理者を定め、従業員の管理監督を行わせること</p> <p>⑥特定個人情報の取扱いについて、従業員に対し適切な教育を施すこと</p> <p>⑦特定個人情報の第三者への提供の禁止</p> <p>⑧利用する権利の第三者への譲渡の禁止</p> <p>⑨契約終了後の情報の返還、廃棄、消去について</p> <p>⑩事故発生時の報告</p> <p>⑪必要に応じて、委託先の視察、監査を行うことができること</p> <p>⑫再委託の原則禁止</p> <p>⑬漏えい事案等が発生した場合、委託先が責任を負うこと</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;セキュリティポリシーにおける措置&gt; セキュリティポリシーにおいては以下のとおり情報の利用について定めている。 ①情報資産を利用する者は、業務以外の目的に情報資産を利用してはならない。 ②記録媒体に情報資産の重要度が異なる情報が複数記録されている場合、最高度の分類に従って記録媒体を取り扱わなければならない。</p> <p>&lt;運用における措置&gt; ①申請書等を受け付ける窓口において、本人確認書類の確認を徹底している。 ②申請書等を本人又は代理人のみから受付することとし、代理人からの受付の際には、委任状その他の添付書類（戸籍謄本等）により、資格（代理人要件等）の確認を行っている。 ③他自治体等へ郵送により特定個人情報を提供するときは宛先の確認を複数職員で行っている。また、他自治体等からの照会は返送用封筒が同封されていることが多いが、回答の際は、返送封筒の宛先を確認している。</p> <p>&lt;滞納管理システムにおける措置&gt; ①同一機関内及び特定個人情報を取扱う他の行政機関に対して特定個人情報を移転・提供する際は、原則的に移転・提供先の各担当部署から依頼票を提出してもらうこととしており、依頼票の内容を検査した上で、指定の媒体により必要な情報のみを提供することとしている。 ②庁内連携システムを介しての移転の場合、自動連携であるため職員による意図的な不正行為は発生しない。 ③他自治体等へのデータ送付の際には複数職員による確認を行っている。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; ①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。 ②他課保有の特定個人情報を参照するために端末検索を行った場合、業務に必要な個人情報以外は参照しないように周知徹底している。端末を起動させるにはICカードによる認証を行うものであり、そのカードでアクセスした情報をログで管理している。また、特定個人情報を参照する権限を持たないカードの場合は、個人番号を用いた参照ならびに参照結果に個人番号が表示されないよう制御する。</p> <p>&lt;ファイルサーバーにおける措置&gt; ①ファイルサーバーはフォルダ単位で権限管理を行っている。また、システム管理者でなければ権限の変更はできない。 ②特定個人情報取扱事務ではない業務でファイルサーバーを利用することもあるため、特定個人情報ファイルについては運用上暗号化等の処置を施す。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;運用における措置&gt; 届出書類等は、処理の進捗状況に合わせて鍵付きのキャビネットに保管する。処理完了後は、保管期間中は鍵付耐火書庫にて保管し、保存期間終了後には溶解処理にて廃棄を行う。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; 共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されている為、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。</p> <p>&lt;滞納管理システムにおける措置&gt; バックアップデータの遠隔地保管をしている。</p>			

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・庁内において、新採用職員研修、個人情報保護に関する研修会、情報セキュリティに関する説明会を実施し、職員への周知・啓発を図っている。
<b>10. その他のリスク対策</b>	
—	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号 (0463) 21-8764
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	平塚市 総務部 納税課 税制担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号 (0463) 21-8769
②対応方法	問い合わせを受け付けた際には対応内容について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年4月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	納税課長 間宮 芳夫、市民税課長 山田 忠宏、固定資産税課長 宮代 孝良	納税課長 間宮 芳夫、市民税課長 遠藤 正人、固定資産税課長 小泉 一郎	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成28年4月28日	特定個人情報ファイルの概要 1、市民税・県民税ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民税課、納税課、固定資産税課、駅前市民窓口センター、大野市民窓口センター、豊田市民窓口センター、神田市民窓口センター、城島市民窓口センター、岡崎市民窓口センター、金田市民窓口センター、金目市民窓口センター、土屋市民窓口センター、吉沢市民窓口センター、旭南市民窓口センター、旭北市民窓口センター、なでしこ市民窓口センター、大神市民窓口センター	市民税課、納税課、固定資産税課	事後	特定個人情報保護評価書公表後、税証明書発行に関する事務において、個人番号を使用しないこととなったため、各窓口センターで特定個人情報を使用しないこととなった。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成28年4月28日	特定個人情報ファイルの概要 1、市民税・県民税ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	イセトー 株式会社 横浜支店(普通徴収用納税通知書) 株式会社 日本電算機用品(特別徴収用納税通知書)	株式会社 日本電算機用品(特別徴収用納税通知書)	事後	特定個人情報保護評価書公表後、総務省から普通徴収用の納税通知書に個人番号を当面記載しないこととする変更の通知があり、普通徴収用納税通知書の委託先で特定個人情報ファイルを取り扱わないこととなった。本項目は、重要な項目だが、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置であり、重要な変更には該当しない。
平成28年4月28日	特定個人情報ファイルの概要 1、市民税・県民税ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先 1,2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項	事後	平成28年1月1日に平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を施行し、法令名称を定めた。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。



平成28年4月28日	<p>特定個人情報ファイルの概要 1. 市民税・県民税ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ①法令上の根拠</p>	番号法第9条第2項に基づく条例	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項及び条例第3条第3項 別表第1(第1項)	事後	平成28年1月1日に平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を施行し、法令名称を定めた。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成28年4月28日	<p>特定個人情報ファイルの概要 2. 軽自動車税ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署</p>	市民税課、納税課、固定資産税課、駅前市民窓口センター、大野市民窓口センター、豊田市民窓口センター、神田市民窓口センター、城島市民窓口センター、岡崎市民窓口センター、金田市民窓口センター、金目市民窓口センター、土屋市民窓口センター、吉沢市民窓口センター、旭南市民窓口センター、旭北市民窓口センター、なでしこ市民窓口センター、大神市民窓口センター	市民税課、納税課、固定資産税課	事後	特定個人情報保護評価書公表後、税証明書発行に関する事務において、個人番号を使用しないこととなったため、各窓口センターで特定個人情報を使用しないこととなった。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成28年4月28日	<p>特定個人情報ファイルの概要 2. 軽自動車税ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無</p>	( 3 )件	( 2 )件	事後	特定個人情報保護評価書公表後、総務省から納税通知書に個人番号を当面記載しないこととする変更の通知があり、軽自動車税の納税通知書の委託先で特定個人情報ファイルを取り扱わないこととなった。本項目は、重要な項目だが、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置であり、重要な変更には該当しない。
平成28年4月28日	<p>特定個人情報ファイルの概要 2. 軽自動車税ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1,2,3</p>	<p>委託事項1 納税通知書作成業務委託 委託事項2 税総合システム保守事業 委託事項3 遠隔地保管</p>	<p>委託事項1 税総合システム保守事業 委託事項2 遠隔地保管</p>	事後	特定個人情報保護評価書公表後、総務省から納税通知書に個人番号を当面記載しないこととする変更の通知があり、軽自動車税の納税通知書の委託先で特定個人情報ファイルを取り扱わないこととなった。本項目は、重要な項目だが、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置であり、重要な変更には該当しない。

平成28年4月28日	<p>特定個人情報ファイルの概要 2. 軽自動車税ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠</p>	番号法第9条第2項に基づく条例	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 別表第1(第1項)	事後	平成28年1月1日に平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を施行し、法令名称を定めた。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成28年4月28日	<p>特定個人情報ファイルの概要 3. 固定資産税・都市計画税ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署</p>	<p>固定資産税課、納税課、市民税課、駅前市民窓口センター、大野市民窓口センター、豊田市民窓口センター、神田市民窓口センター、城島市民窓口センター、岡崎市民窓口センター、金田市民窓口センター、金目市民窓口センター、土屋市民窓口センター、吉沢市民窓口センター、旭南市民窓口センター、旭北市民窓口センター、なでしこ市民窓口センター、大神市民窓口センター</p>	固定資産税課、納税課、市民税課	事後	特定個人情報保護評価書公表後、税証明書発行に関する事務において、個人番号を使用しないこととなったため、各窓口センターで特定個人情報を使用しないこととなった。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成28年4月28日	<p>特定個人情報ファイルの概要 3. 固定資産税・都市計画税ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法</p>	<p>I. 当初課税に関する事務 ・税務調査、申告等により集められた固定資産情報から課税額を決定し、個人番号を含む課税台帳を作成する。 ・課税台帳をもとに、個人番号を記載した納税通知書を発送する。</p> <p>II. 更正に関する事務 税務調査により課税台帳を修正した場合、新たに賦課決定した通知を発送する。</p> <p>III. 証明書の発行に関する事務 税証明書発行の際に本人確認を行う。</p> <p>IV. 課税台帳の閲覧 本人及びその代理人に対して、個人番号を含む課税台帳に記録された内容について閲覧させる。</p>	<p>I. 当初課税に関する事務 ・税務調査、申告等により集められた固定資産情報から課税額を決定し、個人番号を含む課税台帳を作成する。 ・課税台帳をもとに、個人番号を記載した納税通知書を発送する。</p> <p>II. 更正に関する事務 税務調査により課税台帳を修正した場合、新たに賦課決定した通知を発送する。</p> <p>III. 課税台帳の閲覧 本人及びその代理人に対して、個人番号を含む課税台帳に記録された内容について閲覧させる。</p>	事後	特定個人情報保護評価書公表後、税証明書発行に関する事務において、個人番号を使用しないこととなったため、使用方法から削除した。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。

平成28年4月28日	<p>特定個人情報ファイルの概要 3. 固定資産税・都市計画税 ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託の有無</p>	( 3 )件	( 2 )件	事後	<p>特定個人情報保護評価書公 表後、総務省から納税通知書 に個人番号を当面記載しない こととする変更の通知があり、 固定資産税・都市計画税の納 税通知書の委託先で特定個 人情報ファイルを取り扱わな いこととなった。本項目は、重 要な項目だが、特定個人情報 の漏えいその他の事態を発生 させるリスクを軽減するための 措置であり、重要な変更にあ 該当しない。</p>
平成28年4月28日	<p>特定個人情報ファイルの概要 3. 固定資産税・都市計画税 ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1,2,3</p>	<p>委託事項1 納税通知書作成業務委託 委託事項2 税総合システム保守事業 委託事項3 遠隔地保管</p>	<p>委託事項1 税総合システム保守事業 委託事項2 遠隔地保管</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価書公 表後、総務省から納税通知書 に個人番号を当面記載しない こととする変更の通知があり、 固定資産税・都市計画税の納 税通知書の委託先で特定個 人情報ファイルを取り扱わな いこととなった。本項目は、重 要な項目だが、特定個人情報 の漏えいその他の事態を発生 させるリスクを軽減するための 措置であり、重要な変更にあ 該当しない。</p>
平成28年4月28日	<p>特定個人情報ファイルの概要 3. 固定資産税・都市計画税 ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無</p>	[○]移転を行っている ( 2 )件	[○]移転を行っている ( 3 )件	事後	<p>特定個人情報保護評価書公 表後の平成28年1月1日に平 塚市行政手続における特定の 個人を識別するための番号の 利用等に関する条例を施行 し、特定個人情報の利用範囲 等を定めた。本項目の変更に ついては、重要な変更にあ 該当しない。</p>

平成28年4月28日	<p>特定個人情報ファイルの概要 3. 固定資産税ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠</p>	番号法第9条第2項に基づく条例	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 別表第1(第1項)	事後	平成28年1月1日に平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を施行し、法令名称を定めた。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成28年4月28日	<p>特定個人情報ファイルの概要 3. 固定資産税ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠</p>	番号法第9条第2項に基づく条例	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 別表第1(第2項)	事後	平成28年1月1日に平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を施行し、法令名称を定めた。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成28年4月28日	<p>特定個人情報ファイルの概要 3. 固定資産税・都市計画税ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3</p>		<p>移転先3 建築住宅課 ①法令上の根拠 平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 別表第1(第3項) ②移転先における用途 平塚市営住宅条例第7条に基づく市営住宅入居者募集受付審査及び決定事務 ③移転する情報 固定資産税・都市計画税の納税義務者情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 [ 1万人以上10万人未満 ] ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 固定資産税・都市計画税の納税義務者 ⑥移転方法 [○]紙 [○]その他(端末検索) ⑦時期・頻度 照会を受けたらその都度</p>	事後	特定個人情報保護評価書公表後の平成28年1月1日に平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を施行し、特定個人情報の利用範囲等を定めた。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。

平成28年4月28日	<p>特定個人情報ファイルの概要 4、収納管理ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署</p>	<p>固定資産税課、納税課、市民税課、駅前市民窓口センター、大野市民窓口センター、豊田市民窓口センター、神田市民窓口センター、城島市民窓口センター、岡崎市民窓口センター、金田市民窓口センター、金目市民窓口センター、土屋市民窓口センター、吉沢市民窓口センター、旭南市民窓口センター、旭北市民窓口センター、なでしこ市民窓口センター、大神市民窓口センター</p>	<p>納税課、市民税課、固定資産税課</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価書公表後、税証明書発行に関する事務において、個人番号を使用しないこととなったため、各窓口センターで特定個人情報を使用しないこととなった。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。</p>
平成28年4月28日	<p>特定個人情報ファイルの概要 4、収納管理ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無</p>	<p>[○]移転を行っている ( 1)件</p>	<p>[○]移転を行っている ( 2)件</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価書公表後の平成28年1月1日に平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を施行し、特定個人情報の利用範囲等を定めた。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。</p>
平成28年4月28日	<p>特定個人情報ファイルの概要 4、収納管理ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠</p>	<p>番号法第9条第2項に基づく条例</p>	<p>平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項</p>	<p>事後</p>	<p>平成28年1月1日に平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を施行し、法令名称を定めた。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。</p>

平成28年4月28日	特定個人情報ファイルの概要 4. 収納管理ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2		移転先2 建築住宅課 ①法令上の根拠 平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 別表第1(第3項) ②移転先における用途 平塚市営住宅条例に基づく市営住宅駐車場使用料減免事務 ③移転する情報 軽自動車税の減免情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 [ 1万人以上10万人未満 ] ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 軽自動車税の減免対象者 ⑥移転方法 [○]紙 ⑦時期・頻度 照会を受けたらその都度	事後	特定個人情報保護評価書公表後の平成28年1月1日に平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を施行し、特定個人情報の利用範囲等を定めた。本項目の変更については、重要な変更該当しない。
平成29年4月28日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	滞納管理システム	滞納管理システム、コンビニ交付証明書発行システム	事前	他のシステムとの接続にコンビニ交付証明書発行システムを追加するもの。本項目については事後で足りるものの任意
平成29年4月28日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8		「コンビニ交付証明書発行システム」を追加	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムにコンビニ交付証明書発行システムを追加するもの。本項目については事後で足りるものの任意
平成29年4月28日	基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	納税課長 間宮 芳夫、市民税課長 遠藤 正人、固定資産税課長 小泉 一郎	納税課長 飯田 健一、市民税課長 遠藤 正人、固定資産税課長 小泉 一郎	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更該当しない。

<p>平成29年4月28日</p>	<p>リスク対策 1. 市民税・県民税ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法</p>	<p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。(予定) ②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。 ③共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。(予定) 一定期間アクセスログを保存する。</p>	<p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。 ②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。 ③共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。一定期間アクセスログを保存する。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価書を公表する前は、共通基盤システムにおける措置が確定していなかったが、特定個人情報の使用が始まり、予定通り共通基盤システムにおける措置を行っているため、①と③の(予定)という文言を削除</p>
<p>平成29年4月28日</p>	<p>リスク対策 2. 軽自動車税ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法</p>	<p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。(予定) ②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。 ③共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。(予定) 一定期間アクセスログを保存する。</p>	<p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。 ②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。 ③共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。一定期間アクセスログを保存する。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価書を公表する前は、共通基盤システムにおける措置が確定していなかったが、特定個人情報の使用が始まり、予定通り共通基盤システムにおける措置を行っているため、①と③の(予定)という文言を削除</p>
<p>平成29年4月28日</p>	<p>リスク対策 3. 固定資産税・都市計画税ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法</p>	<p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。(予定) ②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。 ③共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。(予定) 一定期間アクセスログを保存する。</p>	<p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。 ②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。 ③共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。一定期間アクセスログを保存する。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価書を公表する前は、共通基盤システムにおける措置が確定していなかったが、特定個人情報の使用が始まり、予定通り共通基盤システムにおける措置を行っているため、①と③の(予定)という文言を削除</p>

平成29年4月28日	<p>リスク対策 4. 収納管理ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法</p>	<p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。(予定) ②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。 ③共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。(予定) 一定期間アクセスログを保存する。</p>	<p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。 ②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。 ③共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。 一定期間アクセスログを保存する。</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価書を公表する前は、共通基盤システムにおける措置が確定していなかったが、特定個人情報の使用が始まり、予定通り共通基盤システムにおける措置を行っているため、①と③の(予定)という文言を削除</p>
平成29年4月28日	<p>リスク対策 5. 滞納管理ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法</p>	<p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。(予定) ②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。 ③共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。(予定) 一定期間アクセスログを保存する。</p>	<p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。 ②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。 ③共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。 一定期間アクセスログを保存する。</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価書を公表する前は、共通基盤システムにおける措置が確定していなかったが、特定個人情報の使用が始まり、予定通り共通基盤システムにおける措置を行っているため、①と③の(予定)という文言を削除</p>
平成29年6月30日	<p>特定個人情報ファイルの概要 1. 市民税・県民税ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先57 ①法令上の根拠</p>	番号法第19条第8号(地方税法第317条)	番号法第19条第9号(地方税法第317条)	事後	<p>平成29年5月30日に番号法第19条第8号が新たに施行されたことに伴い、第19条に号ずれが生じたため。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。</p>
平成29年6月30日	<p>特定個人情報ファイルの概要 1. 市民税・県民税ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先59 ①法令上の根拠</p>	番号法第19条第8号、地方税法第294条第3項	番号法第19条第9号、地方税法第294条第3項	事後	<p>平成29年5月30日に番号法第19条第8号が新たに施行されたことに伴い、第19条に号ずれが生じたため。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。</p>



平成29年6月30日	特定個人情報ファイルの概要 3. 固定資産税・都市計画税 ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	平成29年5月30日に番号法 第19条第8号が新たに施行さ れたことに伴い、第19条に号 ずれが生じたため。本項目の 変更については、重要な変更 に該当しない。
平成29年6月30日	特定個人情報ファイルの概要 4. 収納管理ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている( 4)件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている( 2)件	<input type="checkbox"/> 提供を行っている( 3)件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている( 1)件	事前	
平成29年6月30日	特定個人情報ファイルの概要 4. 収納管理ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転	提供先4	提供先1を削除し、提供先2, 3, 4を提供先1, 2, 3とする。	事後	市民税・県民税減免情報は データ標準レイアウト上、市・ 県民税ファイルに含まれてい るため、情報提供ネットワー クシステムが開始される前に収 納管理ファイルから削除する。
平成29年6月30日	特定個人情報ファイルの概要 4. 収納管理ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	平成29年5月30日に番号法 第19条第8号が新たに施行さ れたことに伴い、第19条に号 ずれが生じたため。本項目の 変更については、重要な変更 に該当しない。
平成29年6月30日	特定個人情報ファイルの概要 4. 収納管理ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	平成29年5月30日に番号法 第19条第8号が新たに施行さ れたことに伴い、第19条に号 ずれが生じたため。本項目の 変更については、重要な変更 に該当しない。
平成29年6月30日	特定個人情報ファイルの概要 4. 収納管理ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	平成29年5月30日に番号法 第19条第8号が新たに施行さ れたことに伴い、第19条に号 ずれが生じたため。本項目の 変更については、重要な変更 に該当しない。

平成29年6月30日	特定個人情報ファイルの概要 4. 収納管理ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転 移転先	移転先2	移転先1を削除し、移転先2を移転先1とする。	事後	市民税・県民税減免情報は納 税課から保険年金課に移転し ないため、本項目を削除す る。
平成29年6月30日	特定個人情報ファイルの概要 5. 滞納管理ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社 秋田情報センター 株式会社 ワイイーシーソリューションズ	北日本コンピューターサービス株式会社 株式会社 ワイイーシーソリューションズ	事後	事業統合により委託先の会社 名が変更となった。
平成29年6月30日	特定個人情報ファイルの概要 5. 滞納管理ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	平成29年5月30日に番号法 第19条第8号が新たに施行さ れたことに伴い、第19条に号 ずれが生じたため。本項目の 変更については、重要な変更 に該当しない。
平成29年6月30日	特定個人情報ファイルの概要 5. 滞納管理ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	平成29年5月30日に番号法 第19条第8号が新たに施行さ れたことに伴い、第19条に号 ずれが生じたため。本項目の 変更については、重要な変更 に該当しない。
平成29年6月30日	特定個人情報ファイルの概要 5. 滞納管理ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	平成29年5月30日に番号法 第19条第8号が新たに施行さ れたことに伴い、第19条に号 ずれが生じたため。本項目の 変更については、重要な変更 に該当しない。

平成29年6月30日	<p>リスク対策 1. 市民税・県民税ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法 〈具体的な管理方法〉</p>	<p>〈税総合システムにおける措置〉 ①ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p>	<p>〈税総合システムにおける措置〉 ①職員証による識別と認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p>	事後	<p>権限のない者によって不正に税総合システムにログインすることができないよう、ログイン方法を変更し、セキュリティレベルを高めた。本項目については、重要な項目に該当する部分だが、リスクを軽減させる措置のため、重要な変更には該当しない。</p>
平成29年6月30日	<p>リスク対策 2. 軽自動車税ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法 〈具体的な管理方法〉</p>	<p>〈税総合システムにおける措置〉 ①ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p>	<p>〈税総合システムにおける措置〉 ①職員証による識別と認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p>	事後	<p>権限のない者によって不正に税総合システムにログインすることができないよう、ログイン方法を変更し、セキュリティレベルを高めた。本項目については、重要な項目に該当する部分だが、リスクを軽減させる措置のため、重要な変更には該当しない。</p>
平成29年6月30日	<p>リスク対策 3. 固定資産税・都市計画税ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法 〈具体的な管理方法〉</p>	<p>〈税総合システムにおける措置〉 ①ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p>	<p>〈税総合システムにおける措置〉 ①職員証による識別と認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p>	事後	<p>権限のない者によって不正に税総合システムにログインすることができないよう、ログイン方法を変更し、セキュリティレベルを高めた。本項目については、重要な項目に該当する部分だが、リスクを軽減させる措置のため、重要な変更には該当しない。</p>
平成29年6月30日	<p>リスク対策 4. 収納管理ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法 〈具体的な管理方法〉</p>	<p>〈税総合システムにおける措置〉 ①ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p>	<p>〈税総合システムにおける措置〉 ①職員証による識別と認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p>	事後	<p>権限のない者によって不正に税総合システムにログインすることができないよう、ログイン方法を変更し、セキュリティレベルを高めた。本項目については、重要な項目に該当する部分だが、リスクを軽減させる措置のため、重要な変更には該当しない。</p>

平成29年6月30日	<p>リスク対策 4. 収納管理ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p>	〔 〕接続しない(提供)	〔○〕接続しない(提供)	事前	<p>市・県民税減免情報はデータ標準レイアウト上、市・県民税ファイルに含まれ、収納管理ファイルにおいて、情報提供ネットワークシステムで提供する情報はないため、情報提供ネットワークシステムが開始される前に修正する。本項目については、重要な項目に該当する部分だが、リスクを軽減させる措置のため、重要な変更には該当しない。</p>
平成29年6月30日	<p>リスク対策 4. 収納管理ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク:2 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt; ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報の不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報の不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		事前	<p>収納管理ファイルにおいて、情報提供ネットワークシステムで提供する情報はないため、情報提供ネットワークシステムが開始される前に記載について削除する。本項目については、重要な項目に該当する部分だが、リスクを軽減させる措置のため、重要な変更には該当しない。</p>

平成29年6月30日	リスク対策 4. 収納管理ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクへの対策は十分か	十分である		事前	収納管理ファイルにおいて、情報提供ネットワークシステムで提供する情報はないため、情報提供ネットワークシステムが開始される前に記載については、重要な項目に該当する部分だが、リスクを軽減させる措置のため、重要な変更には該当しない。
平成29年11月30日	I 基本情報 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第27項)  (特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2 (第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,3 9,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71 , 74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108, 113,114,115,116,117,120項)	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第27項)  (特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2 (第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,3 8,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70 ,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,119項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第2の改正により、法令上の根拠の変更。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成29年11月30日	添付資料 (II 特定個人情報ファイルの概要 提供先・移転先21以降) 提供先55	提供先55 都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表2(第117項) ②提供先における用途 年金生活支援給付金の支給に関する法律による年金生活支援給付金の支給に関する義務 ③提供する情報 納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 市民税・県民税の納税義務者 ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けてたらその都度	削除	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第2の改正により、特定個人情報の利用範囲等の変更。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。

平成29年11月30日	添付資料 (Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先・移転先21以降) 提供先56 ①法令上の根拠	提供先56 都道府県知事 番号法第19条第7号 別表第2(第120項)	提供先55 都道府県知事 番号法第19条第7号 別表第2(第119項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第2の改正により、特定個人情報の利用範囲等の変更。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成29年11月30日	添付資料 (Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先・移転先21以降) 提供先	提供先57 国税庁長官 提供先58 市町村長 提供先59 市町村長 提供先60 特別徴収義務者・企業 提供先61 本人及びその代理人	提供先56 国税庁長官 提供先57 市町村長 提供先58 市町村長 提供先59 特別徴収義務者・企業 提供先60 本人及びその代理人	事後	提供先55削除に伴う提供先番号の変更のため、重要は変更には該当しない。
平成29年11月30日	添付資料 (Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先・移転先21以降) 提供先61	—	提供先61を追加	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、法令上の根拠の変更。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成29年11月30日	添付資料 (Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先・移転先21以降) 提供先62	—	提供先62を追加	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、法令上の根拠の変更。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成29年11月30日	添付資料 (Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先・移転先21以降) 提供先63	—	提供先63を追加	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、法令上の根拠の変更。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成30年4月27日	基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	納税課長 飯田 健一、市民税課長 遠藤 正人、固定資産税課長 小泉 一郎	納税課長 飯田 健一、市民税課長 遠藤 正人、固定資産税課長 縣 伊三美	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。

平成30年4月27日	<p>特定個人情報ファイルの概要 3、市民税・県民税ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ①法令上の根拠</p>	<p>平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項及び条例第3条第3項 別表第1(第1項)</p>	<p>平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項及び条例第3条第3項 別表第2(第3項)</p>	事後	<p>平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例における字句の整理を行ったもので、本項目の変更については、重要な変更には該当しない。</p>
平成30年4月27日	<p>特定個人情報ファイルの概要 3、固定資産税・都市計画税ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠</p>	<p>平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 別表第1(第1項)</p>	<p>平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項及び条例第3条第3項 別表第2(第3項)</p>	事後	<p>平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例における字句の整理を行ったもので、本項目の変更については、重要な変更には該当しない。</p>
平成30年10月31日	<p>特定個人情報ファイルの概要 4、収納管理ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠</p>	<p>平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 別表第1(第3項)</p>	<p>平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 別表第2(第5項)</p>	事後	<p>平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例における字句の整理を行ったもので、本項目の変更については、重要な変更には該当しない。</p>
令和1年10月24日	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠</p>	<p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第27項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条  (特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119項)</p>	<p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第27項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条  (特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,119,120項)</p>	事後	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第2の改正により、法令上の根拠の変更。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。</p>
令和1年10月24日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無</p>	<p>移転を行っている(17件)</p>	<p>移転を行っている(22件)</p>	事後	<p>移転先を追記したことによる変更。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。</p>

令和1年10月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	—	移転先18、19、20、21、22を追記	事後	移転先を追記したことによる変更。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
令和2年2月13日	V 評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ① 実施日	平成27年4月22日	令和2年1月23日	事後	評価の再実施に係る記載の変更
令和3年9月15日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ② 法令上の根拠	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第27項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条  (特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,119,120項)	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第27項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条  (特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の改正による変更。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
令和3年9月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 市民税・県民税ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	ランスタッド株式会社	東神産業株式会社	事後	契約先が変更になったため。本項目の変更については重要な変更には該当しない。
令和3年9月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 市民税・県民税ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転 ⑤ 提供する情報の対象となる本人の範囲  添付資料 (II 特定個人情報ファイルの概要 提供先・提供先21以降) 提供先61～67	市民税・県民税の納税義務者 2) 1万人以上10万人未満	市民税・県民税の納税義務者 3) 10万人以上100万人未満	事後	納税義務者は10万人を超えているため。本項目の変更については重要な変更には該当しない。



令和3年9月15日	添付資料 (Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先・提供先21以降) 提供先61～67	提供先61～63	提供先61を重複した内容のため削除し、提供先62、63を提供先61、62とする。 また提供先63～67を追加する。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等による見直しの結果、掲載漏れの項目を追加。本項目の変更については、重要な変更該当しない。
令和5年2月15日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	「追加記載」	16、公金給付を実施するための公金受取口座情報の取得を行う。	事後	令和5年2月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始されるため。(中間サーバに登録されている公金口座情報を取得するが本人同意に基づく取得であり、漏洩等のリスクの変動はなし。)
令和5年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(市民税・県民税ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	「会社名変更」	日本電気 株式会社 神奈川支社	事後	委託先の会社名が変更となった。
令和5年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	「会社名変更」	日本電気 株式会社 神奈川支社	事後	委託先の会社名が変更となった。
令和5年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画税ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	「会社名変更」	日本電気 株式会社 神奈川支社	事後	委託先の会社名が変更となった。

令和5年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	「会社名変更」	日本電気 株式会社 神奈川支社	事後	委託先の会社名が変更となった。
令和5年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納管理ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	「追加記載」	[○] その他(公金受取口座情報)	事後	令和5年2月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始されるため。(中間サーバに登録されている公金口座情報を取得するが本人同意に基づく取得であり、漏洩等のリスクの変動はなし。)
令和5年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納管理ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 その他妥当性	「追加記載」	⑨公金受取口座情報: 地方税における還付を行うために保有。	事後	令和5年2月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始されるため。(中間サーバに登録されている公金口座情報を取得するが本人同意に基づく取得であり、漏洩等のリスクの変動はなし。)
令和5年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納管理ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人(他市町村、都道府県等、情報提供ネットワークシステム利用機関)	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人(他市町村、都道府県等、情報提供ネットワークシステム利用機関、デジタル庁)	事後	令和5年2月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始されるため。(中間サーバに登録されている公金口座情報を取得するが本人同意に基づく取得であり、漏洩等のリスクの変動はなし。)

令和5年4月25日	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4</p>	<p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4</p>		適用条項を整理したものであり、重要な変更には該当しない。
令和5年4月25日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要(市民税・県民税ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 システム保守事業 委託先名 日本電気株式会社神奈川支社 ④再委託の有無 ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項</p>	<p>④再委託しない ⑤ー ⑥ー</p>	<p>④再委託する ⑤委託先が業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託の理由、再委託先の商号又は名称、再委託がする業務及びその範囲、再委託期間を記載した「再委託承諾申請書」を市に提出し、その内容が適当と認められる場合にのみ、決裁等必要な手続きを経た上で再委託を許諾している。 ⑥税総合システムの運用、保守業務支援、法及び制度改正に伴うシステム改修の一部</p>	事後	委託先の体制変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年4月25日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要(市民税・県民税ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4</p>	株式会社 日本電算機用品(特別徴収用納税通知書)	日本電算機用品株式会社(特別徴収用納税通知書)	事後	見直しによる修正

令和5年4月25日	添付資料 (Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先・提供先21以降) 提供先55	提供先55 番号法第19条第8号 別表第2(第119項)	提供先55 番号法第19条第8号 別表第2(第120項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等による見直しの結果、正しい項に修正。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
令和5年4月25日	添付資料 (Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先・提供先21以降) 提供先66～67	提供先66～67	提供先66を重複した内容のため削除し、提供先67を提供先66とする。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等による見直しの結果、重複した項目を削除。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
令和5年4月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 税総合システム保守事業 委託先名 日本電気株式会社神奈川支社 ④再委託の有無 ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	④再委託しない ⑤ー ⑥ー	④再委託する ⑤委託先が業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託の理由、再委託先の商号又は名称、再委託がする業務及びその範囲、再委託期間を記載した「再委託承諾申請書」を市に提出し、その内容が適当と認められる場合にのみ、決裁等必要な手続きを経た上で再委託を許諾している。 ⑥税総合システムの運用、保守業務支援、法及び制度改正に伴うシステム改修の一部	事後	委託先の体制変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年4月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画税ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 税総合システム保守事業 委託先名 日本電気株式会社神奈川支社 ④再委託の有無 ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	④再委託しない ⑤ー ⑥ー	④再委託する ⑤委託先が業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託の理由、再委託先の商号又は名称、再委託がする業務及びその範囲、再委託期間を記載した「再委託承諾申請書」を市に提出し、その内容が適当と認められる場合にのみ、決裁等必要な手続きを経た上で再委託を許諾している。 ⑥税総合システムの運用、保守業務支援、法及び制度改正に伴うシステム改修の一部	事後	委託先の体制変更であり、重要な変更には該当しない。

令和5年4月25日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納管理ファイル)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>委託事項1</p> <p>税総合システム保守事業</p> <p>委託先名</p> <p>日本電気株式会社神奈川支社</p> <p>④再委託の有無</p> <p>⑤再委託の許諾方法</p> <p>⑥再委託事項</p>	<p>④再委託しない</p> <p>⑤ー</p> <p>⑥ー</p>	<p>④再委託する</p> <p>⑤委託先が業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託の理由、再委託先の商号又は名称、再委託がする業務及びその範囲、再委託期間を記載した「再委託承諾申請書」を市に提出し、その内容が適当と認められる場合にのみ、決裁等必要な手続きを経た上で再委託を許諾している。</p> <p>⑥税総合システムの運用、保守業務支援、法及び制度改正に伴うシステム改修の一部</p>	事後	委託先の体制変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年4月25日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(滞納管理ファイル)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>委託事項1</p> <p>滞納管理システム保守委託</p> <p>③委託先名</p>	北日本コンピューターサービス株式会社 株式会社 ワイイーシーソリューションズ	北日本コンピューターサービス株式会社	事後	委託先の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年4月25日	<p>Ⅲ リスク対策(市民税・県民税ファイル)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保</p>	再委託していない	<p>十分に行っている</p> <p>・具体的な方法</p> <p>契約書に、再委託先においても委託先が負うべき義務を同様に負うとともに、委託先に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うことを規定している。</p>	事後	委託先の体制変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年4月25日	<p>Ⅲ リスク対策(軽自動車税ファイル)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保</p>	再委託していない	<p>十分に行っている</p> <p>・具体的な方法</p> <p>契約書に、再委託先においても委託先が負うべき義務を同様に負うとともに、委託先に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うことを規定している。</p>	事後	委託先の体制変更であり、重要な変更には該当しない。

令和5年4月25日	Ⅲ リスク対策 (固定資産税・都市計画税ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	再委託していない	十分に行っている  ・具体的な方法 契約書に、再委託先においても委託先が負うべき義務を同様に負うとともに、委託先に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うことを規定している。	事後	委託先の体制変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年4月25日	Ⅲ リスク対策 (収納管理ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	再委託していない	十分に行っている  ・具体的な方法 契約書に、再委託先においても委託先が負うべき義務を同様に負うとともに、委託先に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うことを規定している。	事後	委託先の体制変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年4月25日	V 評価実施手続き 1.基礎項目評価 ①実施日	令和2年1月23日	令和5年4月1日	事後	評価の再実施に係る記載の変更